

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年6月23日 |
| 【事業年度】 | 第14期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社カオナビ |
| 【英訳名】 | kaonavi, inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長Co-CEO 佐藤 寛之 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | 03 - 6633 - 3258 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 橋本 公隆 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | 03 - 6633 - 3258 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 橋本 公隆 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 |
|--------------------------------|---------|-----------|------------------|------------|------------|
| 決算年月 | 2018年3月 | 2019年3月 | 2020年3月 | 2021年3月 | 2022年3月 |
| 売上高 (千円) | 952,417 | 1,690,162 | 2,624,792 | 3,402,279 | 4,496,344 |
| 経常利益又は経常損失 () (千円) | 249,725 | 92,270 | 279,803 | 16,148 | 163,530 |
| 当期純利益又は当期純損失 () (千円) | 282,968 | 96,077 | 356,911 | 130,748 | 210,066 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 440,850 | 1,015,659 | 1,018,269 | 1,066,270 | 1,125,259 |
| 発行済株式総数 | | | | | |
| 普通株式 (株) | 38,600 | 5,418,500 | 10,945,000 | 11,382,000 | 11,518,800 |
| A種優先株式 | 7,080 | - | - | - | - |
| 純資産額 (千円) | 293,927 | 1,347,469 | 995,356 | 960,947 | 1,207,879 |
| 総資産額 (千円) | 882,035 | 2,145,625 | 2,397,645 | 3,013,552 | 3,992,960 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 0.76 | 124.34 | 90.94 | 84.43 | 104.86 |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | - |
| (うち1株当たり中間配当額) (円) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円) | 32.96 | 10.32 | 32.89 | 11.59 | 18.30 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | - | 17.02 |
| 自己資本比率 (%) | 33.3 | 62.8 | 41.5 | 31.9 | 30.3 |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | - | - | 19.4 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | 126.7 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 75,626 | 174,681 | 52,701 | 383,705 | 979,238 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 141,965 | 44,862 | 429,641 | 236,490 | 30,936 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 553,976 | 1,069,360 | 330,975 | 173,079 | 68,215 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 586,963 | 1,786,143 | 1,634,775 | 1,955,069 | 2,835,157 |
| 従業員数 (人) | 81 | 111 | 154 | 184 | 229 |
| 株主総利回り (%) | - | - | 159.3 | 176.8 | 121.0 |
| (比較指標：TOPIX(配当込み)) (%) | (-) | (-) | (90.5) | (128.6) | (131.2) |
| 最高株価 (円) | - | 4,180 | 4,290 (9,390) | 7,330 | 4,260 |
| 最低株価 (円) | - | 3,290 | 2,401 (3,820) | 2,813 | 1,511 |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 2018年3月28日付で普通株式1株につき10株、A種優先株式1株につき10株の株式分割、2018年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割、及び2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が第10期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第11期から第13期までについては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第10期から第13期までの自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 第10期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第11期から第13期までについては、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用者数については従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 第10期及び第11期の株主総利回り及び比較指標については、2019年3月15日をもって株式を上場いたしましたので、記載しておりません。また、第12期以降の株主総利回り及び比較指標については、第11期の末日における株価又は株価指数を基準として算定しております。
10. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。なお、2019年3月15日をもって株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
11. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第12期の株価については株式分割による権利落ち後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
12. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 2008年5月 | 東京都港区において、株式会社ジャパンオペレーションラボ設立 |
| 2012年4月 | タレントマネジメントシステム『カオナビ』事業開始 |
| 2012年6月 | 東京都港区南青山1丁目に本社移転 |
| 2013年5月 | 株式会社カオナビに商号変更 |
| 2014年3月 | 東京都港区南青山2丁目に本社移転 |
| 2014年4月 | 『カオナビ』に人事評価ワークフロー機能を追加 |
| 2015年1月 | 東京都港区南青山2丁目に本社移転 |
| 2016年3月 | 東京都港区赤坂に本社移転 |
| 2016年7月 | ユーザー支援サービスを開始 |
| 2017年2月 | 東京都港区南青山2丁目に本社移転 |
| 2017年3月 | 株式会社リクルートホールディングスによる合同会社RSIファンド1号を通じた資本参加 |
| 2017年8月 | 『カオナビ』のAPI(注1)提供を開始 |
| 2017年9月 | 『カオナビ』と適性検査「SPI3」(注2)とのサービス連携をリリース |
| 2017年11月 | 『カオナビ』にテンプレート機能を追加 |
| 2017年12月 | HRテクノロジー(注3)に関する調査・研究・情報発信を行う「カオナビHRテクノロジー総研」を当社内に設立 |
| 2018年1月 | 東京都港区元赤坂に本社移転 |
| 2018年4月 | 『カオナビ』のスマートフォンアプリ(iOS/Android)をリリース |
| 2018年5月 | ユーザーコミュニティの活動を開始 |
| 2018年7月 | 大阪オフィスを開設 |
| 2018年11月 | 名古屋オフィスを開設 |
| 2019年3月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |
| 2019年6月 | スタートアップ企業への支援「カオナビNEXT FUND」を開始 |
| 2019年6月 | さまざまな企業やサービスとの連携・協業を深化させる「コネクテッドパートナープログラム」を開始 |
| 2019年10月 | 離職予兆や組織課題の早期発見をサポートする「パルスサーベイ」をリリース |
| 2020年3月 | 蓄積された人事データを可視化する「ダッシュボード」をリリース |
| 2020年6月 | 福岡オフィスを開設 |
| 2020年12月 | 東京都港区虎ノ門に本社移転 |
| 2021年3月 | 教育機関に特化した「カオナビAcademy Cloud」を提供開始 |
| 2021年4月 | 申請業務を効率化する「ワークフロー」をリリース |
| 2021年5月 | 政府・行政系機関に特化した「カオナビGovernment Cloud」を提供開始 |
| 2021年11月 | 当社の社会的な存在意義を明文化したパーパスを新たに策定、公表 |
| 2022年1月 | 顧客同士で活きた事例を学び合う場「カオナビキャンパス」をオープン |
| 2022年4月 | 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズからグロース市場に移行 |

(注)1. API

Application Programming Interfaceの略称です。APIを利用して自社のシステムと他社のシステムを連携することで、『カオナビ』上で外部サービスを利用できることとなります。

2. SPI

株式会社リクルートマネジメントソリューションズが企業向けに運営する適性検査のことをいいます。1963年に開発され、現在は最新版の「SPI3」が提供されております。豊富な実証データと心理測定技術の融合により、受検者の資質を「知的能力」と「性格」から測定し、性格や職務適応性などを定量的に把握することが可能です。

3. HRテクノロジー

HR(Human Resource)とテクノロジーを組み合わせた概念で、人事領域におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます。

3【事業の内容】

(1) パーパス

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、労働生産性の低迷、多様な働き方への対応、テクノロジーの飛躍的進化など、日本の社会は大きく変容しています。当社は、こうした変化を適切に捉えながら、人や社会に必要とされる存在であり続けることを目指しており、職歴・学歴や年収など目に見える事項だけでひとを判断するのではなく、さまざまな情報を集めて人物像に奥行きをもたせることで、ひとの可能性を正しく理解できる世界をつくりたいと考えております。このような考えに基づき、当社が長期的に目指す姿や持続的に社会へ提供していく価値を明らかにするため、社会的な存在意義を明文化したパーパスを策定しております。

パーパス：“はたらく”にテクノロジーを実装し、個の力から社会の仕様を変える

このパーパスのもと、テクノロジーによって一人ひとりの個性や才能を理解することで、個人のキャリア形成や働き方が多様化される社会の実現を目指しております。

(2) 当社のサービス

当社は、企業の人材情報をクラウド（注1）上で一元管理し、データ活用のプラットフォームとなるタレントマネジメントシステム『カオナビ』を提供しております。『カオナビ』は、社員の顔や名前、経験、評価、スキル、才能などの人材情報を可視化することで、最適な人材配置や抜擢といった企業の人材戦略を支援するシステムです。タレントマネジメントに役立つさまざまな機能を提供することで、次のような戦略的人事の実現を支援しております。

- 人材情報の一元化・見える化
- 人事業務の効率化
- 経営の意思決定支援
- 評価運用の効率化
- 採用のミスマッチ・ハイパフォーマー（注2）分析
- 人材配置・要員シミュレーション
- スキル管理・人材育成
- モチベーション分析・離職分析
- 従業員満足度調査・エンゲージメント（注3）向上

なお、当社の事業はタレントマネジメントシステム『カオナビ』の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 当社の強み

正解のないタレントマネジメントへの取り組みに対して、顧客に「システム」と「サポート」の両輪を提供できることが当社の強みです。

「システム」の特徴として、柔軟性とユーザビリティを徹底的に追及した設計になっております。シンプルなユーザー・インターフェースは社員の誰もがマニュアル不要で直感的に操作することが可能であり、『カオナビ』の人材データベースは自由にカスタマイズを行うことができます。人材情報のなかで必要とされる項目は企業や業界によって大きく異なります。そのため、データベースに入力・保存できる項目が固定化されている場合、一部の情報がシステム化されず、紙やエクセルなどで別に管理する必要が生じてしまいます。『カオナビ』の技術的特徴として、ドラッグ&ドロップなどの操作でデータベースの設定やレイアウトを自由自在にカスタマイズできるため、工数と費用をかけずに顧客自身で簡単にデータベースを構築し、人材情報の一元管理を実現します。

また、「サポート」の特徴として、当社に蓄積されたタレントマネジメントの活用ノウハウを導入企業に対して存分に提供しています。経験豊富な専任スタッフによるサポートは勿論のこと、カスタマーサクセスの取り組みとして、他社と交流し活きた事例を学び合えるコミュニティ、自社の課題に合わせた学習プログラム、これまでの『カオナビ』の豊富な活用事例を検索できるライブラリなどを「カオナビキャンパス」において体系的に提供することで、顧客のタレントマネジメントの成功確率を高めるよう努めております。

一般的にタレントマネジメントシステムは、顧客の利用目的により使い方が異なります。そのため、システムを提供するだけでは顧客のタレントマネジメントを成功させることは難しく、同じような利用目的でタレントマネジメントシステムを使用している他社の活用事例など、システムの使い方の提供も重要になります。当社は、柔軟性が高く使いやすいシステムを提供するだけでなく、2,400社以上の導入実績により蓄積されたノウハウを顧客に積極的に提供することで、顧客のタレントマネジメントの成功に貢献していきたいと考えております。

(4) 当社のビジネスモデル

『カオナビ』は、企業を主な顧客として、クラウドサービスの形でサービス提供を行っております。クラウドサービスとは、インターネットなどのコンピュータネットワークを経由してソフトウェアをサービスとして提供する形態のことで、SaaS (Software as a Service) と呼ばれております。

当社は、自社のマーケティング活動と紹介パートナーからの紹介による新規顧客の獲得に加えて、セールspartner 経由での販売も行っております。

当社の主要サービスである『カオナビ』の収益構造は、顧客に対してクラウド上で提供するサービスの利用料金を、使用期間に応じて受領するサブスクリプション（月額課金）モデルとなっており、これをストック収益として計上しております。『カオナビ』の利用料金は従業員の登録人数に応じた料金体系となっており、さらに利用プランに応じて料金が異なります。利用プランは、人材情報の一元管理を図るデータベースプラン、人事評価業務の効率化を図るパフォーマンスプラン、戦略的な人材マネジメントを図るストラテジープランの3つが用意されており、機能ニーズに応じたプランをお選びいただけます。また、「パルスサーベイ」や「申請ワークフロー」といった有料のオプション機能も提供しております。

1 顧客あたりの利用単価を高めて少数の顧客に販売する形態ではなく、相対的に低単価で多数の顧客に利用されることを前提としているため、売上高上位10社の全体の売上高に占める割合は5%以下となっており、特定顧客からの収益には依存しておりません。また、ソフトウェアのライセンス販売（注4）などの売り切り型ではなく、継続したサービス提供を前提としているため、利用期間において顧客の満足度を高めることが契約の更新に繋がり、それにより長期利用の顧客が増加し、継続的に収益が積み上がっていくストック型の構造にあります。

2012年4月に事業を開始して以来、『カオナビ』は継続的に成長し、2022年3月期におけるストック収益は3,930,959千円、売上高ストック比率（注5）は87.4%となっております。また、『カオナビ』を利用する企業や団体等のユーザー数も成長を続けており、2022年3月末の利用企業数は2,497社となっております。なお、直近5事業年度における各指標の推移は以下のとおりです。

| | 2018年 3月期 | 2019年 3月期 | 2020年 3月期 | 2021年 3月期 | 2022年 3月期 |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ストック収益 (千円) | 724,566 | 1,283,602 | 2,102,134 | 2,991,485 | 3,930,959 |
| 売上高ストック比率 (%) | 76.1 | 75.9 | 80.1 | 87.9 | 87.4 |
| 利用企業数(社) | 854 | 1,293 | 1,791 | 2,061 | 2,497 |

当社は2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用しております。

サービスの継続利用が前提となるビジネスモデルであるため、当社は、顧客のサービス活用推進を図るためのカスタマーサクセスの活動に注力しております。具体的な活動としては、上述した「サポート」の提供のとおりですが、この取り組みによって、当社の解約率（注6）の直近12ヶ月平均は、2022年3月において0.56%と低い水準を維持しております。今後もプロダクトの機能強化とカスタマーサクセスの取り組みにより顧客体験価値を高めることで、低い解約率を維持できるよう努めてまいります。

(注) 1. クラウド

クラウドコンピューティングの略語で、インターネット経由で必要な時に必要なだけITシステムを利用する仕組みの総称をいいます。サーバーやソフトウェアなどのITシステムの設備を自社で保有すること比べ、ITシステムに関する開発や保守・運用の負担が軽減され、コスト削減に寄与します。

2. ハイパフォーマー

スキルや経験、ノウハウを生かして高い成果を生み出せる優れたパフォーマンスを持つ人材のことをいいます。ハイパフォーマーの特徴や行動パターンを分析することで、人材育成のためのデータや、採用時に用いる採用基準への活用も期待できます。

3. エンゲージメント

企業と従業員が相互に影響し合い、共に必要な存在として絆を深めながら成長できるような関係を築いていくことをいいます。

4. ソフトウェアのライセンス販売

ソフトウェア使用权の販売のことをいいます。企業は購入したソフトウェアを半永久的に使用可能ですが、導入時の初期費用の金額が大きくなる傾向があり、また、バージョンアップやメンテナンスの費用が継続的に発生します。

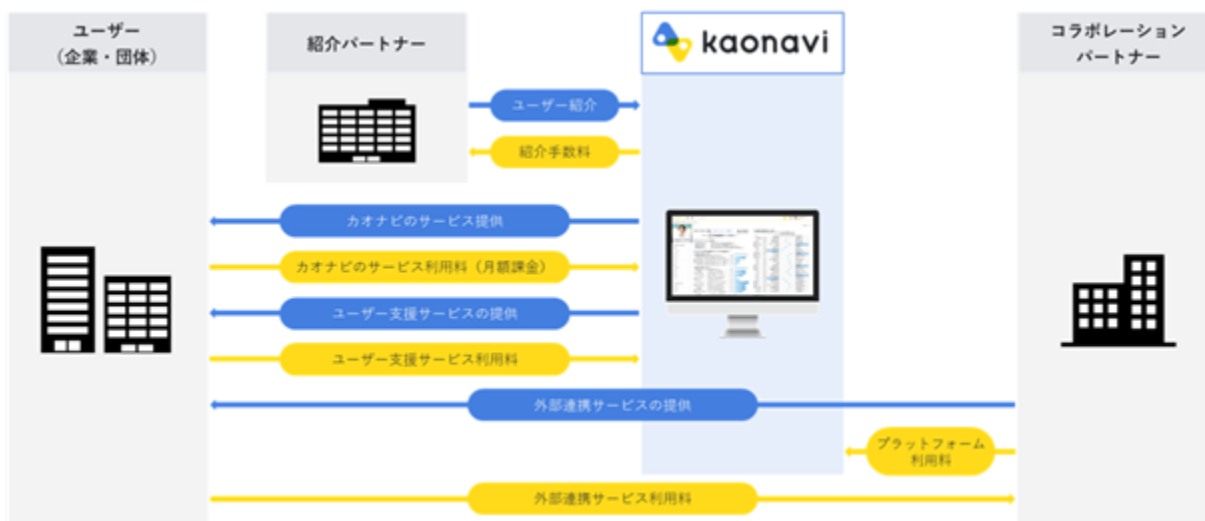
5. 売上高ストック比率

売上高全体に占めるストック収益の比率をいいます。

6. 解約率

MRRの解約率を示しています。MRRとはMonthly Recurring Revenueの略語で、月額利用料金の合計額をいいます。MRRの解約率は、当月の解約により減少したMRRを、前月末のMRRで除して算出しております。

[事業系統図]



* 直接販売に加えてセールスパートナー経由での販売もありますが、売上高全体に対する比率が小さいため省略しております

当社は、『カオナビ』のサービス提供に加えて、導入顧客に対する設定支援等の有償のユーザー支援サービスを提供しております。さらに、『カオナビ』から外部のサービスを利用する外部連携サービスも提供しており、当社は外部連携サービスの提供事業者（コラボレーションパートナー）から『カオナビ』のプラットフォーム提供の対価として、プラットフォーム利用料を受領しております。

4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合又は被所有割合 (%) | 関係内容 |
|---|--------|--------------|-------------------------------------|------------------------|------|
| (その他の関係会社) 株式会社リクルートホールディングス (注)1 | 東京都中央区 | 40,000 | リクルートグループの経営方針策定及び経営管理 | 被所有 21.4 (21.4) | - |
| 株式会社リクルート | 東京都中央区 | 350 | リクルートグループにおけるメディア&ソリューション事業管理及び事業推進 | 被所有 21.4 (21.4) | - |
| 合同会社RSIファンド1号 | 東京都中央区 | 9 | 投資運用業 | 被所有 21.4 | - |

(注)1. 有価証券報告書を提出している会社であります。

2. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 229 | 33.3 | 2.1 | 6,102 |

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数については従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金等を含んでおります。

3. 従業員数が当事業年度において、45名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

4. 当社の事業はタレントマネジメントシステム『カオナビ』の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「“はたらく”にテクノロジーを実装し、個の力から社会の仕様を変える」というパーパスのもと、テクノロジーによって一人ひとりの個性や才能を理解することで、個人のキャリア形成や働き方が多様化される社会の実現を目指しています。また、「人材情報を一元化したデータプラットフォームを築く」というビジョンに基づき、人材データベースを軸とした「人材データプラットフォーム構想」を掲げております。

人事・人材関連サービスの領域には、「人材紹介・人材派遣」「求人マッチング」「採用管理」「人材教育」など、いくつかの分野が存在しており、それぞれに特化したサービスが数多くありますが、業務の効率化や生産性向上に対して一定の効果は見られるものの、分野ごとの課題を解決するサービスに留まっております。一方、人材データプラットフォームを築くことで、人材データベースを軸に多数のサービスが連携して運用され、これまで以上に効率化が進み、生産性が高まり、人材データが有効活用されると考えております。さらに、人材データプラットフォームの構築に向けて、タレントマネジメントの機能をより進化させることにより、ひとの可能性を正しく理解できる世界をつくり、個人のエンパワーメントを通じて、個人のキャリアや働き方の多様化を支援してまいりたいと考えております。

(2) 経営戦略等

当社は、短期的な利益追求ではなく、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。タレントマネジメントシステム事業の中期成長に向けた戦略として、利用企業数の拡大とARPU（注1）の拡大に注力してまいります。利用企業数の拡大に向けては、組織体制の強化、認知度の向上、パートナーの活用、解約の抑制を図り、ARPUの拡大に向けては、アップセルの推進、新機能の開発、エンタープライズ顧客の増加を図ってまいります。

また、中長期的な人材データプラットフォーム構想の実現に向けて、他社サービスとの連携を深化させるとともに、新たな事業領域の創出に向けた研究開発やM&A案件の可能性も模索してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、主な経営指標として売上高、売上総利益率を特に重視しております。また、サブスクリプション型のビジネスモデルであるため、KPI（Key Performance Indicators）として、ARR（注2）及びその内訳である利用企業数とARPU、解約率及びLTV/CAC（注3）を重視するとともに、適正な人員規模・人材配置による事業運営に努めてまいります。

2022年3月期においては、主な経営指標である売上高と売上総利益率について、売上高が前事業年度比32.2%増の4,496,344千円、売上総利益率が同0.9ポイント増の73.3%と順調に成長しております。また、重視するKPIについては、ARRが前事業年度末比36.0%増の4,912百万円と高い伸びを示し、利用企業数が2,497社（同21.2%増）、ARPUが164千円（同12.2%増）となりました。また、解約率の直近12ヶ月平均は同0.16ポイント減の0.56%と低い水準を維持し、LTV/CACの直近12ヶ月平均は8.6倍（前事業年度末は5.7倍）と健全な水準にあります。

なお、中期成長のグランドデザインとして、2020年3月期から5年程度の時間軸において、売上高100億円、売上総利益率80%、営業利益率30%に到達することを描いております。

(4) 経営環境

公益財団法人日本生産性本部が2021年12月に発表した調査によると、我が国の就業者1人あたりの労働生産性は、OECD加盟諸国の中で28位と上位諸国とはかけ離れた実態が明らかになっております。また、就業者1人あたりの労働生産性が低い中、内閣府が公表した令和3年版高齢社会白書によると、2030年までに生産年齢人口は7,000万人を割り込み、その先の2060年までに5,000万人を下回ると推計されております。このような状況を踏まえ、今後の日本社会では、労働人口は減少するという前提のもとで如何に労働生産性を高めていくかが重要な命題になると考えております。

近年の技術進歩により、従来の業務をテクノロジーで補完することで労働生産性の向上に繋がると期待されております。さらに、これまで企業の中でも裏方的な存在であった人事・総務といった“人材に関わる業務”は、直接的に企業の売上や利益に直結する業務ではないこともあり、テクノロジーの導入や効率化が遅れている分野でもありましたが、HRテクノロジーの普及に伴い、この分野にITを積極的に導入する企業が増えております。一方で、タレントマネジメントシステムは新しい分野であるため導入率は12.6%（注4）と、勤怠管理や給与計算等の他のシステムと比較すると低い水準に留まっています。

生産年齢人口の減少を背景に、生産性の向上、多様な働き方への対応、人材の定着や離職防止、採用の強化など、企業はさまざまな人事課題を抱えていますが、その解決に向けて、従業員が持つスキルや才能などの情報を、採用や配置、育成等に活用することで、従業員と組織のパフォーマンスの最大化を目指すタレントマネジメントへの注目が高まっております。また、当社がターゲットとする従業員100人以上の企業は日本に約63,000社（注5）存在しており、当社の利用企業数を鑑みれば市場の開拓余地は広大です。

このように、タレントマネジメントに対するニーズの高まりと市場の開拓余地を踏まえると、さらなる市場成長が見込めると考えております。

（5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

上記の経営戦略等を推進する上で、当社として捉えている対処すべき主要な課題は以下のとおりです。

サービスの普及拡大

生産年齢人口の減少を背景に、生産性の向上、多様な働き方への対応、人材の定着や離職防止、採用の強化など、企業はさまざまな人事課題を抱えています。その解決に向けて、タレントマネジメントシステムの導入ニーズは高まっており、その市場は今後さらなる拡大が見込まれております。

一方、先述のとおり、タレントマネジメントに関するITシステムの導入率は12.6%に留まっており、国内における普及度合いは十分とは言えません。

当社は、今後も新規顧客の獲得に向けて、費用対効果を検討した上での積極的な広告宣伝などを通じたサービスの認知度向上を図るとともに、営業リソースの拡充や顧客獲得プロセスの継続的な改善、紹介パートナー及びセールspartnerの拡大など営業機能の強化に努めてまいります。

顧客エンゲージメントの強化

当社のサービスを普及させていくには、既存顧客との関係性を強化し、継続的に『カオナビ』を利用いただくことも重要な課題であると認識しております。当社は、これまでも『カオナビ』の導入や定着の支援、セミナーやコミュニティなど顧客エンゲージメント強化のための取り組みに注力してまいりました。

さらに、2022年1月には、導入顧客のタレントマネジメントの成功確率をより高めるため、学習プログラムや顧客同士で活きた事例を学び合うコミュニティなどを体系的に提供する「カオナビキャンパス」を開始いたしました。

今後、これらの活動をより一層強化・推進して、顧客に『カオナビ』の導入効果を最大限享受していただくことに努めてまいります。

サービスの改善と機能拡充

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、競争優位性を維持していくことは容易ではありません。

当社は、新規顧客の獲得及び既存顧客の継続的なサービス利用のため、このような技術トレンドを捉えた製品開発を継続してまいります。細やかな改善を積み重ねることでユーザビリティを徹底的に追求するとともに、多様化する顧客ニーズや潜在的な要望を的確に捉えた機能開発を行い、顧客体験価値の向上を目指した継続的なサービスの改善、機能の拡充に努めてまいります。

情報管理体制の継続的な強化

当社は、顧客の従業員に関する個人情報に預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。当社はプライバシーマークを取得し、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も継続して社内教育・研修の実施やシステムの整備などを行ってまいります。

セキュリティの継続的な向上

当社サービスの継続利用の前提として、セキュリティの確保は必要不可欠であると考えております。当社では、ISO27001（ISMS認証）、ISO27017（ISMSクラウドセキュリティ認証）を取得して継続的なセキュリティマネジメント体制を構築し、2021年12月には「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」のクラウドサービスリストに登録されています。また、外部業者による脆弱性診断を継続的に実施し必要な対策を取るとともに、全社員に対しても年次のセキュリティ研修や標的型攻撃メール訓練を実施することで、セキュリティの向上に努めております。当該対策には終わりはないと認識しており、今後も継続してセキュリティ向上に向けた対策を行ってまいります。

組織体制の強化

当社の持続的な事業成長には、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のパーパスに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築、教育・研修体制の充実化に努めてまいります。

(注) 1. ARPU

Average Revenue Per Userの略語で、利用企業1社あたりの月額利用料金の平均値を示しています。四半期末のMRRを利用企業数で除して計算しています。

2. ARR

Annual Recurring Revenueの略で、四半期末のMRR (Monthly Recurring Revenueの略で月額利用料の合計) を12倍して算出しています。なお、MRRは管理会計上の数値です。

3. LTV/CAC

LTV (Lifetime Valueの略語で、顧客生涯価値をいいます) とCAC (Customer Acquisition Costの略語で、顧客獲得単価をいいます) の比率で、マーケティング活動の投資効率性を表しています。

4. タレントマネジメントシステムの導入率は、IDC Japanが公表している「国内企業の人材戦略と人事給与ソフトウェア市場動向調査」(2017年7月)に基づいております。

5. 日本の従業員100人以上の企業数は、総務省・経済産業省が公表している「平成28年経済センサス - 活動調査」に基づき当社が算出しております。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は主要なリスクであり、当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社の経営成績及び財政状態に及ぼす影響につきましては、合理的に予見することが困難なため記載しておりません。また、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

競合について

当社のタレントマネジメントシステム事業の分野において、競合企業が存在しております。また、当該事業分野が成長市場であること及び参入障壁が必ずしも高いとは言えないことから、今後、更なる他社の新規参入により競争が激化する可能性があります。

競合企業の営業方針、価格設定及び提供する製品・サービス等は、当社が属する市場に影響を与える可能性があり、これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、引き続き顧客のニーズを汲んだ製品・サービスの提供を進める方針であります。

インターネット利用の普及について

当社は、インターネットを介してサービスを提供しております。そのため、スマートフォンやタブレット型端末等の新しいデバイスの普及により、インターネットの利用環境が引き続き整備されていくと共に、同関連市場が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。

インターネットの普及に伴う弊害の発生、利用に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、インターネットの普及に伴う情報セキュリティ等の社会動向、利用に関する新たな規制導入の動向を把握するべく努めております。

技術革新について

当社が事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早く、インターネット関連事業の運営者はその変化に柔軟に対応する必要があります。

当社が技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、又は、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけでなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。

(2) 事業内容及び当社サービスに関するリスク

特定の製品への依存について

当社のタレントマネジメントシステム事業は、特定のサービス『カオナビ』に依存した事業となっております。上記(1)に記載のとおり、競合企業や新規参入企業との競争激化等が、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、今後も取引の拡大に努めると同時に競合企業のサービスとの差別化を図ってまいります。

システムトラブルについて

当社のサービスは、インターネットを介して提供しておりますが、大規模なプログラム不良や自然災害、事故、不正アクセス、その他何らかの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、社会的信用失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、安定的なサービスの運営を行うために、サーバー設備の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する万全の備えをしております。

解約について

当社のサービスを導入した企業が、当社サービスを継続利用することで生じるストック収益につきましては、増傾向にあります。当社サービスの市場競争力の低下等によって解約が増加し、ストック収益が減少した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、サービス機能の追加・改善、外部サービスとのAPI連携、サポート体制の充実など顧客価値の向上を目指した継続的な、機能・サービスの拡充に努めてまいります。

(3) 法的規制及び知的財産権等に関するリスク

個人情報保護について

当社は、提供するサービスに関連して個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

当社が保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえません。従いまして、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社への損害賠償請求又は信用の低下等によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、アクセスできる社員を限定すると共に、個人情報保護規程等を制定し、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインを遵守してまいります。また、2012年7月に取得したプライバシーマークを更新し、個人情報の保護と厳格なる社内管理、漏洩防止に積極的に取り組んでおります。

知的財産権について

当社の提供するサービスが第三者の特許権、著作権等の知的財産権を侵害する可能性については、当社の提供するサービスに関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。また、将来当社が提供するサービスに関連して、当社が知的財産権を取得するよりも前に他の事業者等が特許権その他の知的財産権を取得する可能性があります。これらの場合、当社に対する訴訟等が発生し、当社が提供するサービスに影響が出る可能性があるほか、当該訴訟等への対応のために必要となるコストの発生により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、知的財産保護方針及び知的財産保護規程を制定し、当社の知的財産の保護及び他者の知的財産の侵害の防止を図るとともに、弁理士等の外部専門家を通じて調査を行っております。

その他訴訟等について

当社は、その事業活動の遂行過程において、取引先及び従業員等により提起される訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しています。これらの手続は結果の予測が困難であり、多額の費用が必要となったり、事業活動に影響を及ぼしたりする可能性があります。さらに、これらの手続において当社の責任を問うような判断がなされた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対し、当社では、事業活動の遂行に際し、法規制の適用を受ける業務の特定、リスクに応じた措置の実行、従業員に対する教育を実施しコンプライアンスの強化に努めております。

(4) 組織体制に係るリスク

組織規模について

当社は、従業員229名(2022年3月31日現在)であり、従業員一人当たりの業務領域が広汎にわたることがあります。人材育成の観点では好ましい環境である一方、急速に業務量が増加する局面において役職員の負荷が増大し業務効率に影響を与える可能性があります。

事業の拡大に応じた人員増強が順調に進まなかった場合や内部管理体制の充実がなされなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、今後、事業拡大に応じた人員増強、内部管理体制の充実を図る方針であります。

人材の確保や育成について

当社は、継続的な事業拡大のためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最も重要であると認識しておりますが、当社が求める優秀な人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び事業拡大等に支障が生じることや、採用費が計画から乖離すること等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築、教育・研修体制の充実化に努めてまいります。

特定人物への依存について

当社の創業者であり、当事業年度末において代表取締役社長CEOであった柳橋仁機（本書提出日現在の役職は代表取締役Co-CEO）は、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしておりますが、何らかの理由により同氏による当社業務の遂行が困難となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当該リスクに対しては、現在、同氏に過度に依存しないよう、共同代表体制を敷くとともに、経営体制の整備、人材の育成を行う等リスクの軽減に努めております。

（５）その他

広告宣伝活動等の投資について

当社のタレントマネジメントシステム事業において、新規顧客獲得数は非常に重要な要素であり、『カオナビ』の認知度と関心の向上のため、これまでもWEB広告やTVCM等の広告宣伝活動やイベント出展等の販売促進活動を積極的に実施して、新規顧客の獲得に努めてまいりました。

広告宣伝活動等への投資については、今後も積極的に実施していく方針ですが、蓄積した知見に基づき期待される費用対効果や新規顧客獲得数が得られない等、当社の想定したとおりに営業収益が推移しない場合は当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、継続的な市場動向への注視と広告宣伝の費用対効果の測定を行うことで最善のブランディングとなる広告宣伝活動への投資を選択する等により、リスクの低減に努めてまいります。

企業への投資について

当社のタレントマネジメントシステム事業の強化、経営効率向上のため、当社の事業とのシナジーが期待される事業を展開している企業に対して資金支援を実施する『カオナビ NEXT FUND』を展開しております。

しかしながら、市場環境の変化や競争力の低下などにより、投資先企業が当初想定したとおりの事業展開ができない場合、当該会社の業績・財政状態の悪化により、投資有価証券評価損を計上する可能性があります。また、これらの投資においては、予め対象会社の法務・財務リスクなどを調査・評価しておりますが、投資時点では顕在化していない内部統制上の問題や、法令に抵触する可能性もあります。

これらの問題が発生した場合、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、年間出資上限額の設定や投資委員会による多方面からの慎重な検討を行いつつ、出資後も定期的なモニタリングを実施すること等により、リスクの低減を行っております。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく所存であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

株式会社リクルートホールディングスとの関係について

株式会社リクルートホールディングスは、合同会社RSIファンド1号及び株式会社リクルートを通じて当事業年度末現在、当社の発行済株式総数の21.4%を保有するその他の関係会社に該当しておりますが、同社より役員等の派遣を受け入れていないこと、経営の意思決定において同社への事前承認等を要しないこと等、当社の事業運営の独立性は保たれていると認識しております。なお、同社グループとの取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引条件の適正性等を確保する方針です。

当社は、2017年3月に同社からの資本参加を受けて以来、HRテクノロジー市場での事業拡大に向けて、同社グループと様々な協業を推進してまいりました。しかしながら、同社の経営方針やグループ戦略が変更された場合等、何らかの理由により当社との関係が将来において変化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社では、当社の役職員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しており、当事業年度末現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は7.1%となっております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性について

当社は、繰越欠損金及び将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しており、その回収可能性を評価しておりますが、繰延税金資産の計算は、将来の一定期間における事業計画に基づく課税所得に関する見積りを含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。

また、当社の事業は今後の市場の成長性が見込まれている一方で、競合他社の存在等により新規顧客獲得数には一定の不確実性を伴い、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合にも、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス等の感染拡大について

新型コロナウイルス等の重大な感染症の発生・蔓延に起因した、社会経済活動の停滞に伴う受注の減少や解約の増加、当社従業員の罹患によって業務に支障が出ること等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では、定期的な従業員への注意喚起、オフィスの感染防止対策の徹底、ワクチンの職域接種の推奨等、感染拡大防止に向けた取り組みを行っております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

a. 資産

当事業年度末における資産合計は3,992,960千円となり、前事業年度末に比べ979,408千円増加いたしました。これは主に、投資有価証券が44,144千円減少したものの、現金及び預金が880,087千円、繰延税金資産が145,101千円増加したことによるものです。

b. 負債

当事業年度末における負債合計は2,785,081千円となり、前事業年度末に比べ732,476千円増加いたしました。これは主に、前受収益が547,845千円、未払金が163,446千円増加したことによるものです。

c. 純資産

当事業年度末における純資産合計は1,207,879千円となり、前事業年度末に比べ246,932千円増加いたしました。これは主に、収益認識に関する会計基準等の適用に伴う期首調整により繰越利益剰余金が80,170千円減少したものの、資本金が58,990千円、資本準備金が58,990千円増加し、また、当期純利益の計上210,066千円があったことによるものであります。

経営成績の状況

当社は、「“はたらく”にテクノロジーを実装し、個の力から社会の仕様を変える」というパーパスのもと、テクノロジーによって一人ひとりの個性や才能を理解することで、個人のキャリア形成や働き方が多様化される社会の実現を目指しています。その実現のため、「人材情報を一元化したデータプラットフォームを築く」というビジョンを掲げ、企業の人材情報をクラウド上で一元管理し、データ活用のプラットフォームとなるタレントマネジメントシステム『カオナビ』を提供しております。

生産年齢人口の減少を背景に、生産性の向上、多様な働き方への対応、人材の定着や離職防止、採用の強化など、企業はさまざまな人事課題を抱えています。その解決に向けて、タレントマネジメントシステムの導入ニーズは高まっており、その市場は今後さらなる拡大が見込まれております。

このような環境の中、当社は継続的な売上高成長の実現に向け、積極的な人材採用や育成をはじめとした組織体制の強化、顧客体験価値の向上に向けたプロダクトのアップデート、サービス認知度向上を加速するためのマーケティング活動などに注力してまいりました。さらに、導入顧客のタレントマネジメントの成功確率をより高めるため、学習プログラムや顧客同士で活きた事例を学び合うコミュニティ等を体系的に提供する「カオナビキャンパス」を開始するなど、既存顧客に対するカスタマーサクセスにも注力して取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度末におけるARR（注1）は前事業年度末比36.0%増の4,912百万円、『カオナビ』の利用企業数は同21.2%増の2,497社、ARPU（注2）は同12.2%増の164千円となりました。また、解約率（注3）の直近12ヶ月平均は0.56%（同0.16ポイント減）となり、低い水準を維持しております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は売上高4,496,344千円（前事業年度比32.2%増）、営業利益174,089千円（前事業年度は営業損失11,040千円）、経常利益163,530千円（前事業年度は経常損失16,148千円）、当期純利益は、繰延税金資産を145,101千円計上したこと等により210,066千円（前事業年度は当期純損失130,748千円）となりました。

また、当社の事業はタレントマネジメントシステム『カオナビ』の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しております。詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項 会計方針の変更」をご参照ください。

(注) 1. ARR

Annual Recurring Revenueの略で、四半期末のMRR（Monthly Recurring Revenueの略で月額利用料の合計）を12倍して算出しています。なお、MRRは管理会計上の数値です。

2. ARPU

Average Revenue Per Userの略で、四半期末のMRRを利用企業数で除して計算しています。

3. 解約率

MRRの解約率を示しており、当月の解約により減少したMRRを前月末のMRRで除して計算しています。

キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ880,087千円増加し、2,835,157千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は979,238千円となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上120,408千円、前受収益の増加額459,658千円、未払金の増加額162,166千円等の資金の増加があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は30,936千円となりました。これは主に、敷金の差入による支出19,851千円、有形固定資産の取得による支出10,804千円等の資金の減少があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は68,215千円となりました。これは主に、株式の発行による収入59,185千円による資金の増加があったものの、長期借入金の返済による支出127,164千円等の資金の減少があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

| 当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日) | |
|--|----------|
| 金額(千円) | 前年同期比(%) |
| 4,496,344 | 132.2 |

(注) 1. 当社の事業はタレントマネジメントシステム『カオナビ』の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。特に、繰延税金資産の回収可能性については重要な会計上の見積りが必要となります。当該見積り及び仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響などは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

また、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績の分析

a. 売上高

当事業年度における売上高は4,496,344千円（前事業年度比1,094,065千円の増加）となりました。これは主に、顧客獲得プロセスの見直しや組織体制の強化のための人材採用、既存顧客に対するカスタマーサクセスに注力した結果、タレントマネジメントシステム事業が順調に成長したことによるものであります。なお、当事業年度末の『カオナビ』の利用企業社数は2,497社であり、前事業年度末比で436社増加しております。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は1,201,341千円（前事業年度比260,198千円の増加）となりました。これは主に、労務費及び外注費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は3,295,003千円（前事業年度比833,867千円の増加）となりました。なお、当事業年度の売上総利益率は73.3%（前事業年度は72.3%）となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当事業年度における販売費及び一般管理費は3,120,915千円（前事業年度比648,739千円の増加）となりました。これは主に、人員拡大に伴い給与の支払いが増加したことによるものであります。この結果、営業利益は174,089千円（前事業年度は営業損失11,040千円）となりました。なお、当事業年度末の従業員数は229名であり、前事業年度末比で45名増加しております。

d. 経常損益

当事業年度において営業外収益が274千円、営業外費用が10,833千円発生しております。この結果、経常利益は163,530千円（前事業年度は経常損失16,148千円）となりました。

e. 当期純損益

当事業年度において、法人税等が89,658千円の減少となりました。これは、法人税、住民税及び事業税が55,442千円発生している一方で、繰延税金資産の計上による法人税等調整額が145,101千円減少したことによるものです。この結果、当期純利益は210,066千円（前事業年度は当期純損失130,748千円）となりました。

財政状態の分析

当事業年度における財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因について

新型コロナウイルス感染症に関しまして、社会経済活動の停滞に伴う受注減少や解約増加により、売上高成長が鈍化する等、短期的に経営成績へ影響を及ぼす可能性があります。柔軟にコストコントロールを行うことで、安定的な事業・財務運営に取り組む方針であります。

その他、経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、広告宣伝費、外注費等の営業費用であります。

運転資金は自己資金を基本としており、投資資金は自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。なお、当事業年度末における借入金残高は454,545千円となっております。また、当事業年度末の現金及び現金同等物は2,835,157千円であり、流動性を確保しております。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

経営者の問題意識と今後の方針

当社は、「“はたらく”にテクノロジーを実装し、個の力から社会の仕様を変える」というパーパスのもと、テクノロジーによって一人ひとりの個性や才能を理解することで、個人のキャリア形成や働き方が多様化される社会の実現を目指して事業を展開しております。

これは、日本の産業構造や人口構造が変わりつつある中、多様な働き方への対応、人材の定着や離職防止、採用の強化など、企業が抱えている様々な人事課題の解決のために、『カオナビ』を活用することで、企業における人材情報をクラウド上に一元化させ、個の力や個性をきちんと引き出すマネジメントに貢献することにより、企業の働き方やマネジメントのあり方をより良いものに変えていきたいと考えております。

当社がこのパーパスの下、長期的な競争力を維持し持続的な成長を図るためには、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最善の経営方針を立案していくことが必要であると認識しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は12,365千円であり、その主な内容は、本社オフィスにおける内装工事等9,500千円及び本社オフィスにおける内装工事に伴う什器等の取得費1,304千円であります。

なお、当社の事業はタレントマネジメントシステム『カオナビ』の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりです。

2022年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | | 従業員数 (人) |
|---------------|-------|------------|-------------------|-------------|----------------|------------|-------------|
| | | 建物 (千円) | 工具、器具及び備品 (千円) | 商標権 (千円) | ソフトウェア (千円) | 合計 (千円) | |
| 本社 (東京都港区) | 本社設備 | 154,331 | 35,692 | 297 | 9,813 | 200,134 | 229 |

(注) 1. 現在、休止中の主な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数については従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3. 本社建物は賃貸物件であり、本社オフィスにおける年間支払賃借料は393,315千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 36,544,000 |
| 計 | 36,544,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日) | 提出日現在発行数 (株) (2022年6月23日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|---|--|
| 普通株式 | 11,518,800 | 11,523,700 | 東京証券取引所 マザーズ(事業年度末現在) グロース市場(提出日現在) | 完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であ ります。 また、単元株式数は100 株となっております。 |
| 計 | 11,518,800 | 11,523,700 | - | - |

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 2022年4月1日から2022年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株増加しております。
3. 2022年5月18日開催の取締役会決議により、2022年6月10日付で譲渡制限株式ユニット付与制度に基づく新株発行を行っております。これにより、発行済株式総数が3,900株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
第2回新株予約権

| | |
|--|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 2014年3月31日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1、当社従業員 2 |
| 新株予約権の数(個) | 20 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 400,000(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 45(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2016年4月1日から 2024年3月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 45 資本組入額 22.5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2)当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注)2

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、()時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) (2) () に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2) に基づく調整は行われぬものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について、当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

その他権利行使の条件は当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 4

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたとき

- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- (3) 権利者が下記の身分を喪失した場合
当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
当社又は子会社の使用人
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
権利者につき解散の決議が行われた場合
権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (5) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(注) 5

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取り扱い
本項に準じて決定する。

第3回新株予約権

| | |
|--|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 2015年3月13日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 2、当社従業員 7 |
| 新株予約権の数(個) | 118 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 236,000(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 90(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2017年4月1日から 2025年3月13日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 90 資本組入額 45 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1～5、「第2回新株予約権」の(注)1～5に記載のとおりです。

第4回新株予約権

| | |
|--|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 2018年3月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1、当社監査役 3、当社従業員 75 |
| 新株予約権の数(個) | 698 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 139,600(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 500(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年3月13日から 2028年3月12日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 500 資本組入額 250 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注)2

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、()時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所

に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) (2) () に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2) に基づく調整は行われぬものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について、当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

その他権利行使の条件は当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 4

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたとき

- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合
- (4) 権利者が下記の身分を喪失した場合
 - 当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - 当社又は子会社の使用人
 - 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(注) 5

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
 - 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
 - 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取り扱い
 - 本項に準じて決定する。

第5回新株予約権

| | |
|--|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 2018年9月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1、当社従業員 32 |
| 新株予約権の数(個) | 227 [222] |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 45,400 [44,400] (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 550 (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年6月29日から 2028年6月28日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 550 資本組入額 275 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～5。「第4回新株予約権」の(注) 1～5.に記載のとおりです。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2017年11月15日 (注)1 | 普通株式 150 | 普通株式 3,610 A種優先株式 708 | 75,000 | 315,850 | 75,000 | 305,850 |
| 2017年12月21日 (注)2 | 普通株式 250 | 普通株式 3,860 A種優先株式 708 | 125,000 | 440,850 | 125,000 | 430,850 |
| 2018年3月28日 (注)3 | 普通株式 34,740 A種優先株式 6,372 | 普通株式 38,600 A種優先株式 7,080 | - | 440,850 | - | 430,850 |
| 2018年11月2日 (注)4 | 普通株式 4,720 | 普通株式 43,320 A種優先株式 7,080 | - | 440,850 | - | 430,850 |
| 2018年11月11日 (注)5 | 普通株式 2,360 | 普通株式 45,680 A種優先株式 7,080 | - | 440,850 | - | 430,850 |
| 2018年11月12日 (注)6 | A種優先株式 7,080 | 普通株式 45,680 | - | 440,850 | - | 430,850 |
| 2018年12月15日 (注)7 | 普通株式 4,522,320 | 普通株式 4,568,000 | - | 440,850 | - | 430,850 |
| 2018年12月20日 (注)8 | 普通株式 220,000 | 普通株式 4,788,000 | 550 | 441,400 | 550 | 431,400 |
| 2019年3月14日 (注)9 | 普通株式 500,000 | 普通株式 5,288,000 | 455,400 | 896,800 | 455,400 | 886,800 |
| 2019年3月27日 (注)10 | 普通株式 130,500 | 普通株式 5,418,500 | 118,859 | 1,015,659 | 118,859 | 1,005,659 |
| 2019年11月30日 (注)8 | 普通株式 12,000 | 普通株式 5,430,500 | 630 | 1,016,289 | 630 | 1,006,289 |
| 2020年1月1日 (注)11 | 普通株式 5,430,500 | 普通株式 10,861,000 | - | 1,016,289 | - | 1,006,289 |
| 2020年2月29日 (注)8 | 普通株式 84,000 | 普通株式 10,945,000 | 1,980 | 1,018,269 | 1,980 | 1,008,269 |
| 2020年4月1日～ 2020年8月6日 (注)8 | 普通株式 352,200 | 普通株式 11,297,200 | 10,440 | 1,028,709 | 10,440 | 1,018,709 |
| 2020年8月7日 (注)12 | 普通株式 8,600 | 普通株式 11,305,800 | 20,361 | 1,049,070 | 20,361 | 1,039,070 |
| 2020年8月8日～ 2021年3月31日 (注)8 | 普通株式 76,200 | 普通株式 11,382,000 | 17,200 | 1,066,270 | 17,200 | 1,056,270 |

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|------------------------------------|-------------------|--------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2021年4月1日～ 2021年6月7日 (注)8 | 普通株式 57,400 | 普通株式 11,439,400 | 14,575 | 1,080,845 | 14,575 | 1,070,845 |
| 2021年6月8日 (注)13 | 普通株式 5,900 | 普通株式 11,445,300 | 10,886 | 1,091,730 | 10,886 | 1,081,730 |
| 2021年6月9日～ 2021年8月5日 (注)8 | 普通株式 39,800 | 普通株式 11,485,100 | 10,310 | 1,102,040 | 10,310 | 1,092,040 |
| 2021年8月6日 (注)14 | 普通株式 8,900 | 普通株式 11,494,000 | 14,240 | 1,116,280 | 14,240 | 1,106,280 |
| 2021年8月7日～ 2021年11月10日 (注)8 | 普通株式 4,600 | 普通株式 11,498,600 | 1,225 | 1,117,505 | 1,225 | 1,107,505 |
| 2021年11月11日 (注)15 | 普通株式 3,200 | 普通株式 11,501,800 | 3,504 | 1,121,009 | 3,504 | 1,111,009 |
| 2021年11月12日～ 2022年3月31日 (注)8 | 普通株式 17,000 | 普通株式 11,518,800 | 4,250 | 1,125,259 | 4,250 | 1,115,259 |

- (注) 1. 有償第三者割当
割当先 NVCC 8号投資事業有限責任組合
発行価格 1,000,000円
資本組入額 500,000円
2. 有償第三者割当
割当先 合同会社RSIファンド1号、株式会社新生銀行
発行価格 1,000,000円
資本組入額 500,000円
3. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月28日付で普通株式及びA種優先株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 株主の請求に基づき、A種優先株式4,720株を自己株式として取得し、その対価として普通株式4,720株を交付しております。
5. 株主の請求に基づき、A種優先株式2,360株を自己株式として取得し、その対価として普通株式2,360株を交付しております。
6. 2018年11月12日開催の取締役会決議により、自己株式として保有するA種優先株式を同日付で全て消却しております。
7. 2018年11月12日開催の取締役会決議により、2018年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
8. 新株予約権の行使による増加です。
9. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,980円
引受価額 1,821.60円
資本組入額 910.80円
10. 第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
割当先 大和証券株式会社
発行価格 1,980円
引受価額 1,821.60円
資本組入額 910.80円
11. 2019年12月9日開催の取締役会決議により、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

12. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。
発行価額 4,735円
資本組入額 2,367.5円
割当先 当社取締役（社外取締役を除く）3名
13. 譲渡制限付株式ユニット付与制度に基づく新株発行による増加であります。
発行価額 3,690円
資本組入額 1,845円
割当先 当社従業員15名
14. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。
発行価額 3,200円
資本組入額 1,600円
割当先 当社取締役（社外取締役を除く）3名
15. 譲渡制限付株式ユニット付与制度に基づく新株発行による増加であります。
発行価額 2,190円
資本組入額 1,095円
割当先 当社従業員17名
16. 2022年4月1日から2022年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ275千円増加しております。
17. 2022年5月18日開催の取締役会決議により、2022年6月10日付で譲渡制限付株式ユニット付与制度に基づく新株発行を行っております。これにより、発行済株式総数が3,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,306千円増加しております。
発行価額 2,208円
資本組入額 1,104円
割当先 当社従業員14名

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|-------------|--------------------|--------|----------|--------|--------|------|--------|---------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | - | 7 | 16 | 31 | 48 | 15 | 2,218 | 2,335 | - |
| 所有株式数（単元） | - | 13,667 | 954 | 30,131 | 23,888 | 27 | 46,455 | 115,122 | 6,600 |
| 所有株式数の割合（％） | - | 11.87 | 0.83 | 26.17 | 20.75 | 0.02 | 40.35 | 100.00 | - |

（注）自己株式280株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に80株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2022年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|--|---------------|-----------------------------------|
| 柳橋 仁機 | 東京都渋谷区 | 3,403 | 29.55 |
| 合同会社RSIファンド1号 | 東京都中央区銀座8丁目4-17 | 2,460 | 21.36 |
| 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-12 | 652 | 5.66 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11-3 | 483 | 4.19 |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1) | 407 | 3.53 |
| 佐藤 寛之 | 東京都世田谷区 | 357 | 3.10 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1) | 347 | 3.01 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) | P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1) | 302 | 2.62 |
| 株式会社アスパイア | 東京都港区麻布十番2丁目21-6 | 238 | 2.07 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社) | ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2-5) | 222 | 1.93 |
| 計 | - | 8,871 | 77.02 |

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社代表取締役Co-CEO柳橋仁機の所有株式数は、同役員の資産管理会社である柳橋事務所株式会社が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は652千株であり、その内訳は、投資信託設定分652千株となっております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は43千株であり、その内訳は、投資信託設定分29千株、年金信託設定分15千株となっております。
5. 2021年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、みずほ証券株式会社並びにその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2021年11月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (株) | 株券等保有割合 (%) |
|-------------------|-------------------|----------------|----------------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 | 16,500 | 0.14 |
| アセットマネジメントOne株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 | 1,048,500 | 9.12 |

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|--|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 200 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 11,512,000 | 115,120 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 6,600 | - | - |
| 発行済株式総数 | 11,518,800 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 115,120 | - |

(注) 単元未満株式の欄には、自己株式が80株含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|-----------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| 株式会社カオナビ | 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 | 200 | - | 200 | 0.00 |
| 計 | - | 200 | - | 200 | 0.00 |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 72 | 233,849 |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|----------------------------------|--------|------------|--------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他(-) | - | - | - | - |
| 保有自己株式 | 280 | - | 280 | - |

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。また、中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

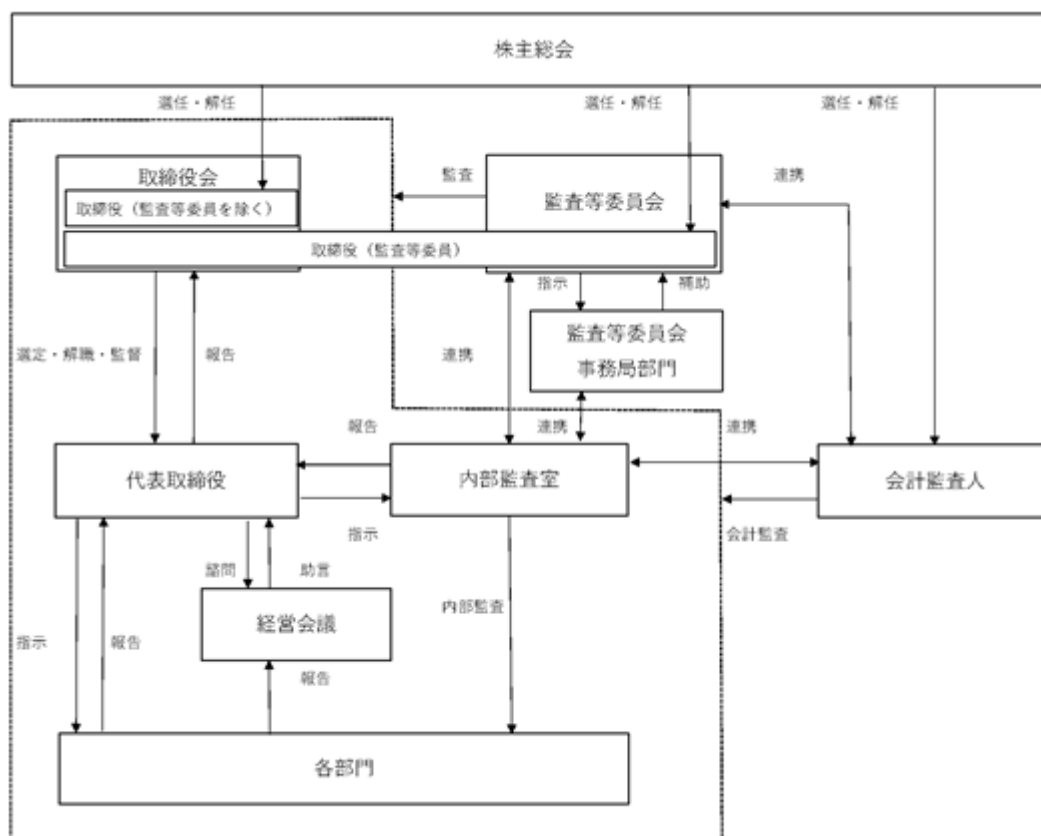
当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びに法令遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営を推進することとしております。このような取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ること及び透明性の高い経営を行うためのコーポレート・ガバナンス体制構築に取り組んでおります。その一環として、当社は、2022年6月22日開催の定時株主総会決議により、「監査等委員会設置会社」へと移行いたしました。委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会が、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を担うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高めてまいりたいと考えております。

当社は上記決議に従い、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を設置しております。これら各機関が相互に連携することによってコーポレート・ガバナンスの向上に資するものと判断し、この体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



取締役会：取締役会は取締役7名で構成されており、そのうち過半数である4名は独立社外取締役であります。適切な意思決定及び経営監督の実現のため、取締役の選任においては、ジェンダーや職務経験を含む多様性を考慮し、社内及び社外それぞれから豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を選任することとしております。独立社外取締役は、客観的かつ中立的な立場から業務執行を監督することによって、取締役会における意思決定の公正化を図っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。

なお、取締役会の構成員は以下のとおりであります。

佐藤寛之（代表取締役社長Co-CEO）、柳橋仁機（代表取締役Co-CEO）、橋本公隆、小林傑、山田啓之（監査等委員）、崔真淑（監査等委員）、生田美弥子（監査等委員）

（注）1．小林傑、山田啓之、崔真淑及び生田美弥子は社外取締役であります。

2．当該機関の事務局である者は記載しておりません。

監査等委員会：監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されており、3名とも独立社外取締役であります。監査等委員である取締役は、独立した立場から、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を行っております。監査等委員会は、原則として毎月1回定時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の報告等、監査等委員相互の情報共有を図っております。また当社は、監査等委員会の職務の補助及び支援のため、監査等委員会事務局部門を設置し、スタッフを配置することにより、監査等委員会が十分な機能を発揮できる体制を整備しております。監査等委員長又は監査等委員会より命を受けた監査等委員会事務局部門スタッフは、経営会議をはじめとする重要な会議に参加する等、業務執行状況に関する情報を収集し又は意見を述べることができ、実効的な監査・監督を実施できる体制としております。

なお、監査等委員会の構成員は以下のとおりであります。

山田啓之、崔真淑、生田美弥子

（注）1．山田啓之、崔真淑及び生田美弥子は社外取締役であります。

2．当該機関の事務局である者は記載しておりません。

経営会議：経営会議は代表取締役、常勤取締役、執行役員及び本部長で構成されており、原則として週1回開催しております。代表取締役の諮問機関として、全般的な業務執行方針及び計画、管理部門・事業部門等の個別重要事案に関する審議や、月次決算の総括をはじめとした業務執行状況の共有を全社横断的に実施しております。

なお、経営会議の構成員は以下のとおりであります。

佐藤寛之、柳橋仁機、橋本公隆、平松達矢、内田壮、最上あす美、杉野祐子、篠崎順也、藤井俊介、草亭大樹

内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。
 - 2) 当社の取締役は、「取締役会規程」に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
 - 3) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - 4) 当社の監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - 5) 当社は、「内部通報処理規程」に基づき、社内及び社外の通報窓口を設置し、法令遵守上疑義のある行為等を直接通報できる手段を確保する。当該通報を受けた場合は、迅速な調査を実施し、不正行為等の是正及び再発防止措置を講じる等、厳正な対処を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - 2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - 2) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - 3) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。
 - 4) 当社は、「個人情報保護基準」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行う。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「決裁権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - 2) 当社は、「内部通報処理規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、法令遵守上疑義のある行為等を通報できる手段を確保する。当該通報を受けた場合は、迅速な調査を実施し、不正行為等の是正及び再発防止措置を講じる等、厳正な対処を行う。
 - 3) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」及びその他社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - 4) 当社の監査等委員及び監査等委員会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会事務局部門を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員補助者）として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。

- 2) 監査等委員補助者は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従った会議等への出席を含む情報収集及び調査権限を有するものとし、当該調査等結果を監査等委員会に報告する。
 - 3) 監査等委員補助者の選任、解任、人事異動及び賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得るものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保する。
 - 4) 監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
 - 5) 監査等委員補助者は、監査等委員会の指揮命令下で監査等委員補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、監査等委員でない取締役及び他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。
7. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
 - 2) 当社の内部監査部門は、内部通報窓口に通報があった場合には、「内部通報処理規程」に基づき、当該通報の事実について速やかに監査等委員会に報告しなければならない。
 - 3) 当社は、前二項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社の監査等委員は、当社の経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - 2) 当社の監査等委員会は、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に意見交換を行う。
 - 3) 当社の監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
9. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- 当社は、当社の監査等委員会の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
 - 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために「リスク・コンプライアンス規程」を定めており、リスク管理及びコンプライアンスの統括を目的とした、リスク・コンプライアンス委員会を年2回開催し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して起動的な利益還元を可能とするためであります。

責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む）並びに監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約

当社と社外取締役は、会社法第427条並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役の最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為又は法令違反を認識しながら行った行為に起因する場合等については、上記保険契約の補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名 (役員のうち女性の比率28.6%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--------------------|-------|--------------|--|-------|--------------|
| 代表取締役 社長 Co-CEO | 佐藤 寛之 | 1979年5月18日生 | 2003年4月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 2008年11月 シンプレクス株式会社入社 2011年9月 当社取締役 2017年6月 当社取締役副社長 2019年4月 当社取締役副社長 COO 2022年6月 当社代表取締役社長 Co-CEO (現任) | (注) 3 | 357,000 |
| 代表取締役 Co-CEO | 柳橋 仁機 | 1975年7月6日生 | 2000年6月 アクセンチュア株式会社入社 2002年7月 株式会社アイスタイル入社 2008年5月 当社設立 代表取締役 2019年4月 当社代表取締役社長 CEO 2022年6月 当社代表取締役 Co-CEO (現任) | (注) 3 | 3,403,440 |
| 取締役 CFO | 橋本 公隆 | 1980年1月23日生 | 2004年11月 三洋電機株式会社入社 2006年4月 三菱UFJ証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 社)入社 2018年8月 当社入社、執行役員IPO準備室長 2019年2月 当社執行役員経営戦略室長 2019年4月 当社執行役員CFO 2019年6月 当社取締役 CFO (現任) | (注) 3 | 9,300 |
| 取締役 | 小林 傑 | 1977年12月13日生 | 2000年4月 株式会社日本交通公社 (現 株式会社JTB)入社 2003年2月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 2011年7月 株式会社フィールドマネージメント入社 マネージングディレクター (現任) 2015年1月 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマン リソース設立 代表取締役 (現任) 2018年6月 当社社外取締役 (現任) | (注) 3 | - |
| 取締役 (監査等委員) | 山田 啓之 | 1964年10月20日生 | 2000年11月 エイジックス株式会社 (現 AZX Group株式会社) 設立 代表取締役 2013年7月 Fringe81株式会社 (現 Unipos株式会社) 社外監査役 (現任) 2015年7月 当社社外監査役 2016年1月 Chatwork株式会社社外監査役 (現任) 2019年4月 株式会社QDレーザ社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年1月 Axella総合会計事務所設立 代表 (現任) 2022年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) | (注) 4 | 9,000 |
| 取締役 (監査等委員) | 崔 真淑 | 1983年1月17日生 | 2008年4月 大和証券エスエムピーシー株式会社 (現 大和証券株式会社)入社 2016年3月 株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役 (現任) 2016年4月 エイボン・プロダクツ株式会社 (現 エフエムジー&ミッション株式会社)社外 取締役 2019年6月 株式会社シーボン社外取締役 2021年6月 当社社外取締役 2022年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) | (注) 4 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------|--------|--------------|--|-------|--------------|
| 取締役 (監査等委員) | 生田 美弥子 | 1966年 8月 4日生 | 1994年11月 フランス、パリ弁護士会弁護士登録 1994年11月 Ngo, Miguères & Associés (在フランス法律事務所、パリオフィス及び ベトナム、ハノイオフィス)勤務 2001年 1月 ニューヨーク州弁護士登録 2001年 1月 Hughes Hubbard & Reed LLP(ニューヨー ク オフィス)勤務 2010年12月 第二東京弁護士会弁護士登録 2012年 5月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所入所 2014年10月 独立行政法人環境再生保全機構 非常勤監事 (現任) 2015年 1月 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー(現任) 2016年 6月 株式会社ルネサンス 社外監査役(現任) 2019年 6月 ビー・シー・エー株式会社 社外監査役(現任) 2022年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) | (注) 4 | - |
| 計 | | | | | 3,778,740 |

- (注) 1. 取締役小林傑、山田啓之、崔真淑及び生田美弥子は、社外取締役であります。
2. 2022年 6月22日開催の第14期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 2022年 6月22日開催の第14期定時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年 6月22日開催の第14期定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役崔真淑の戸籍上の氏名は、石原真淑であります。
6. 取締役生田美弥子の戸籍上の氏名は、大橋美弥子であります。
7. 当社代表取締役Co-CEO柳橋仁機の所有株式数は、同役員の資産管理会社である柳橋事務所株式会社が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
8. 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

| 職名 | 氏名 |
|------------------|--------|
| CPO 企画推進本部長 | 平松 達矢 |
| CEO室長 | 内田 壮 |
| カスタマーエンゲージメント本部長 | 最上 あす美 |

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役の小林傑と当社との関係について、小林傑は当社新株予約権を45個保有しております。この関係以外に、当社との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)の山田啓之と当社との関係について、山田啓之は当社普通株式を9,000株保有しております。この関係以外に、当社との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)の崔真淑と当社との関係について、当社との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)の生田美弥子と当社との関係について、当社との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の小林傑は、組織開発・人材育成支援企業の代表取締役を務めていることから、人事領域に関する豊富な知識と経験を有しており、社外取締役として経営者の視点から、経営の監督、チェック機能等の向上に貢献することを期待し、選任しております。

社外取締役(監査等委員)の山田啓之は、税理士及び企業経営者としての豊富な経験を有しており、財務及び会計の専門職の視点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待し、選任しております。

社外取締役（監査等委員）の崔真淑は、コーポレート・ガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な知識を有しており、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する研究活動を通して培った経験を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待し、選任しております。

社外取締役（監査等委員）の生田美弥子は、日本、米国ニューヨーク州及びフランスにおける弁護士資格を保持し、豊富な経験と専門的な見識を有しており、国内外の個人データ保護法分野における専門性を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待し、選任しております。

社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役（監査等委員であるものを含む。）が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件としております。

1. 当社の業務執行者（注1）又は過去10年以内に当社の業務執行者であった者
2. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している者）又は当該主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者、及び過去5年間に於いてこれらに該当していた者
3. 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者（注3）又はその業務執行者
5. 当社から一定額（注4）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
6. 現在又は過去3年間に於いて、当社の会計監査人であった監査法人の社員、パートナー又は従業員である者（現在退職又は退所している者を含む）
7. 上記6に該当しない者であって、当社から役員報酬以外に、一定額（注4）を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 上記1から7に該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者、及び使用人をいう。
2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、「過去3事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
3. 「当社の主要な取引先である者」とは、「過去3事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
4. 「一定額」とは、「過去3事業年度における支払金額が年間平均1,000万円（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。）」をいう。
5. 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び本部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、取締役会において、業務執行取締役より経営会議の議事内容等について報告を受け、当社の状況を十分把握したうえで、それぞれの知見に基づいた提言等を行うことにより、当社経営の監督を行っております。

監査等委員会は、内部監査室と定期的な連絡会を実施し、それぞれの監査状況や内部監査の進め方等について双方向的な情報交換を実施しております。また、監査等委員会は、内部監査担当者、会計監査人と四半期に1回、三者連絡会を開催し、情報交換を行うことで相互連携を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織、人員、及び手続

当社は、2022年6月22日開催の定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（全員が独立社外取締役）で構成され、そのうち、山田啓之氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。生田美弥子氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は、監査等委員会の職務の補助及び支援のため、監査等委員会事務局部門を設置し、スタッフを配置することにより、監査等委員会が十分な機能を発揮できる体制を整備しております。

監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、監査方針や監査計画等に従い監査を行います。監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、監査計画の策定、監査実施状況の報告等、監査等委員相互の情報共有を図ります。さらに、監査等委員会は内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携強化を通じて監査の実効性向上を図ります。

監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。また、監査等委員長又は監査等委員会より命を受けた監査等委員会事務局部門スタッフは、経営会議をはじめとする重要な会議に参加する等、業務執行状況に関する情報を収集し又は意見を述べることができ、実効的な監査・監督を実施できる体制としております。

b. 当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

監査等委員会設置会社移行前である当事業年度の監査役及び監査役会の活動状況は、以下のとおりであります。

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度においては14回開催され、全監査役が全てに出席しております。監査役会では、監査方針や監査計画策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の評価、報酬及び選任等に関して審議いたしました。このほか、四半期に一度、会計監査人及び内部監査部門との三者連絡会を開催し、意見交換等連携を図っております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、経営の適法性・妥当性、議事運営、決議内容等を確認し、必要に応じて意見を述べ、また、取締役及び執行役員等に対して、報告を求める等、監査役会の定める監査方針等に従い監査を実施しております。当事業年度の監査計画作成段階及び期中においては、特別な検討を必要とするリスクや、見積の不確実性が高い領域等会計監査人が監査上注意を払った事項についてコミュニケーションを図りました。その中で、会計監査人が特に注意を払った監査上の主要な検討事項である、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性に関しては、会計上の見積りを行うにあたって用いられた主要な仮定や監査上の対応について会計監査人から詳細な説明を受けるとともに、意見交換を行いました。

また、常勤監査役は、監査役業務分担に基づき、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、本社及び地方拠点に対する監査、並びに、内部監査部門との定期的な意見交換等を実施し、その内容について、他の監査役へ共有いたしました。

内部監査の状況

内部監査室を設置し、専任の担当者1名により内部監査を実施しております。年間の監査計画に従い、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告しております。また、内部監査担当者は監査役会及び監査法人と定期的に情報交換を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 井上 智由氏

指定有限責任社員 業務執行社員 川村 英紀氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、選定を行っております。選定の勘案要素に照らし、有限責任 あずさ監査法人が適任と判断したため、選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点並びに有効性、効率性及び経済性の観点から職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。評価は、会社法等関連規定、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を考慮し、総合的に判断しております。

g. 監査法人の異動

当社は、2022年6月22日開催の定時株主総会において、次のとおり会計監査人の選任を決議いたしました。

第14期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 有限責任 あずさ監査法人

第15期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 異動の年月日

2022年6月22日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2018年11月29日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります有限責任 あずさ監査法人は、2022年6月22日開催予定の第14期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますが、監査業界を取り巻く環境が変化する中、監査品質を確保した監査業務を提供するに当たり人員確保が困難であるとして、契約更新の辞退の申し出がありました。これを受け、当社といたしましても、当社の規模に適した監査費用の相当性を考慮し、複数の監査法人と協議を行い、会計監査人としての品質管理、独立性、専門性、監査業務の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、会計監査人として適任と判断したため、太陽有限責任監査法人を新たに会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段意見は無い旨の回答を得ております。

監査役会の意見

監査役会の経緯検討に則った内容であり、妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 25,575 | - | 27,283 | - |

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画について説明を受け、内容及び工数等につき妥当と判断しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

- a. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の内容に係る決定方針及び取締役報酬の決定プロセス
- 当社は、2021年2月12日開催の定時取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。
- 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

[監査等委員会設置会社移行前（2021年2月12日開催の定時取締役会で決議）]

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

また、当社の取締役に確定拠出年金掛金（事業主負担分）を支給する場合は、以下に掲げる固定報酬の取扱いに準じて支給する。

2. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬の具体額については、役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等、当社株式の保有数等を総合的に勘案して決定するものとする。

5. 取締役に對し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については月例とし、譲渡制限付株式報酬の付与については特段の事情がない限り株主総会決議後遅滞なく行うものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長CEO柳橋仁機がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の決定である。取締役会は、当該権限が代表取締役社長CEOによって適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の額並びに各取締役の譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の概要について審議するものとし、代表取締役社長CEOは、この審議内容を尊重するものとする。

なお、当社は、2022年6月22日開催の株主総会決議に基づく監査等委員会設置会社への移行に伴い、同日開催の臨時取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

[監査等委員会設置会社移行後（2022年6月22日開催の臨時取締役会で決議）]

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本方針内で同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

また、当社の取締役に確定拠出年金掛金（事業主負担分）を支給する場合は、以下に掲げる固定報酬の取扱いに準じて支給する。

2. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬の具体額については、役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等、当社株式の保有数等を総合的に勘案して決定するものとする。

5. 取締役に對し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については月例とし、譲渡制限付株式報酬の付与については特段の事情がない限り株主総会決議後遅滞なく行うものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長佐藤寛之がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の決定である。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の額並びに各取締役の譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の概要について審議するものとし、代表取締役社長は、この審議内容を尊重するものとする。

b. 取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬の内容

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬とで構成されております。

1. 固定報酬

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2022年6月22日開催の第14期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。

各取締役（監査等委員であるものを除く。）の固定報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において具体的内容について委任を受けた代表取締役社長が、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

2. 譲渡制限付株式報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、又は金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない方法にて、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、又は、2年以上で当社の取締役会が定める期間としております。

2022年6月22日開催の第14期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬として年額50,000千円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る対象取締役の員数は3名であります。

各取締役の具体的な譲渡制限付株式報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において具体的内容について委任を受けた代表取締役社長が、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

c. 監査等委員である取締役の報酬の内容

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月22日開催の第14期定時株主総会にて年額25,000千円以内と決議されており、当該株主総会の決議に係る監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。

（当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容）

- ・2021年6月24日 取締役報酬決定の件（株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、各取締役に對する具体的支給額の決定を代表取締役に一任）
- ・2021年7月12日 譲渡制限付株式報酬としての新株発行の決定の件（社外取締役を除く取締役3名に對して譲渡制限付株式報酬として、合計8,900株、払込金額の総額28,480千円で付与することの決議）

なお、当事業年度末日から報告書提出日までの、譲渡制限付株式報酬を含む役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容は以下となります。

- ・2022年5月12日 取締役（監査等委員であるものを除く。）に對する報酬額決定の件（当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）とし、当該議案を2022年6月22日開催の第14期定時株主総会に提出することを決議）
- ・2022年5月12日 取締役（監査等委員であるものを除く。）に對する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件（譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に對して、譲渡制限付株式として発行又は処分する当社の普通株式の総数及び総額を、年20千株以内、年額50,000千円とし、当該議案を2022年6月22日開催の第14期定時株主総会に提出することを決議）
- ・2022年5月12日 監査等委員である取締役に對する報酬額決定の件（当社の監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額25,000千円以内と定めることとし、当該議案を2022年6月22日開催の第14期定時株主総会に提出することを決議）
- ・2022年6月22日 取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬決定の件（株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、各取締役に對する具体的支給額の決定を代表取締役社長に一任）

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-------------------|----------------|----------------|--------|---------------|------------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 確定拠出年金 | 譲渡制限付 株式報酬 | 左記のうち、 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 101,893 | 81,390 | 600 | 19,903 | 19,903 | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | - | - | - | - | - | - |
| 社外取締役 | 8,600 | 8,600 | - | - | - | 2 |
| 社外監査役 | 18,100 | 18,100 | - | - | - | 4 |

(注) 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬19,903千円であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式で上場株式は保有していません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(千円) |
|-------|-------------|----------------------|
| 非上場株式 | 4 | 52,002 |

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

| | 銘柄数 (銘柄) | 株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円) | 株式数の増加の理由 |
|-------|-------------|---------------------------|--------------------------|
| 非上場株式 | 1 | 20,600 | J-KISS型新株予約権の株式転換による増加等。 |

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表に掲記される科目及びその他の金額表示は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他会計専門家からの情報共有を通じて、積極的な情報収集活動に努めております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,955,069 | 2,835,157 |
| 売掛金 | 178,600 | 210,235 |
| 前払費用 | 123,585 | 142,938 |
| その他 | 5,526 | 2,321 |
| 貸倒引当金 | 173 | 189 |
| 流動資産合計 | 2,262,608 | 3,190,461 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 192,746 | 199,627 |
| 減価償却累計額 | 13,372 | 45,295 |
| 建物(純額) | 179,375 | 154,331 |
| 工具、器具及び備品 | 84,520 | 83,813 |
| 減価償却累計額 | 27,980 | 48,121 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 56,540 | 35,692 |
| 有形固定資産合計 | 235,914 | 190,024 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | - | 297 |
| ソフトウェア | 14,076 | 9,813 |
| 無形固定資産合計 | 14,076 | 10,110 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 96,146 | 52,002 |
| 敷金 | 386,710 | 388,081 |
| 長期前払費用 | 18,098 | 17,182 |
| 繰延税金資産 | - | 145,101 |
| 投資その他の資産合計 | 500,954 | 602,366 |
| 固定資産合計 | 750,945 | 802,499 |
| 資産合計 | 3,013,552 | 3,992,960 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 45,288 | 57,192 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 127,164 | 127,164 |
| 未払金 | 147,085 | 310,531 |
| 未払費用 | 211,072 | 194,352 |
| 未払法人税等 | 20,694 | 79,429 |
| 未払消費税等 | 48,422 | 101,869 |
| 預り金 | 10,353 | 12,655 |
| 前受収益 | 961,557 | 1,509,403 |
| 契約負債 | - | 47,556 |
| 株式報酬引当金 | 26,113 | 17,550 |
| 流動負債合計 | 1,597,747 | 2,457,700 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 454,545 | 327,381 |
| 繰延税金負債 | 313 | - |
| 固定負債合計 | 454,858 | 327,381 |
| 負債合計 | 2,052,605 | 2,785,081 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,066,270 | 1,125,259 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 1,056,270 | 1,115,259 |
| 資本剰余金合計 | 1,056,270 | 1,115,259 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,161,509 | 1,031,614 |
| 利益剰余金合計 | 1,161,509 | 1,031,614 |
| 自己株式 | 792 | 1,026 |
| 株主資本合計 | 960,238 | 1,207,879 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 709 | - |
| 評価・換算差額等合計 | 709 | - |
| 純資産合計 | 960,947 | 1,207,879 |
| 負債純資産合計 | 3,013,552 | 3,992,960 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-----------------------|--|--|
| 売上高 | 3,402,279 | 1 4,496,344 |
| 売上原価 | 941,143 | 1,201,341 |
| 売上総利益 | 2,461,136 | 3,295,003 |
| 販売費及び一般管理費 | ² 2,472,176 | ² 3,120,915 |
| 営業利益又は営業損失() | 11,040 | 174,089 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 21 | 24 |
| 助成金収入 | 623 | - |
| 雑収入 | 865 | 250 |
| 営業外収益合計 | 1,509 | 274 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 4,497 | 5,364 |
| 株式交付費 | 882 | 1,535 |
| 固定資産除売却損 | 1,237 | 3,932 |
| その他 | 2 | 2 |
| 営業外費用合計 | 6,618 | 10,833 |
| 経常利益又は経常損失() | 16,148 | 163,530 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | - | 43,122 |
| 本社移転費用 | ³ 108,957 | - |
| 特別損失合計 | 108,957 | 43,122 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() | 125,105 | 120,408 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,643 | 55,442 |
| 法人税等調整額 | - | 145,101 |
| 法人税等合計 | 5,643 | 89,658 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 130,748 | 210,066 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | |
|---------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 労務費 | | 351,777 | 37.4 | 401,175 | 33.4 |
| 経費 | | 206,757 | 22.0 | 295,707 | 24.6 |
| 外注費 | | 382,609 | 40.7 | 504,458 | 42.0 |
| 当期総製造費用 | | 941,143 | 100.0 | 1,201,341 | 100.0 |
| 他勘定振替高 | | - | | - | |
| 売上原価 | | 941,143 | | 1,201,341 | |

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 地代家賃(千円) | 96,361 | 142,965 |
| サーバー賃借料(千円) | 85,306 | 110,186 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------------------|-------------|------|------------|--------------------------|-----------|------------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価 差額金 | | 評価・ 換算 差額等 合計 |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 1,018,269 | 1,008,269 | 1,008,269 | 1,030,761 | 1,030,761 | 422 | 995,356 | - | - | 995,356 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 48,001 | 48,001 | 48,001 | | | | 96,001 | | | 96,001 |
| 当期純損失（ ） | | | | 130,748 | 130,748 | | 130,748 | | | 130,748 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 370 | 370 | | | 370 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | 709 | 709 | 709 |
| 当期変動額合計 | 48,001 | 48,001 | 48,001 | 130,748 | 130,748 | 370 | 35,117 | 709 | 709 | 34,408 |
| 当期末残高 | 1,066,270 | 1,056,270 | 1,056,270 | 1,161,509 | 1,161,509 | 792 | 960,238 | 709 | 709 | 960,947 |

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------------------|-------------|-------|------------|--------------------------|-----------|------------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価 差額金 | | 評価・ 換算 差額等 合計 |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 1,066,270 | 1,056,270 | 1,056,270 | 1,161,509 | 1,161,509 | 792 | 960,238 | 709 | 709 | 960,947 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | 80,170 | 80,170 | | 80,170 | | | 80,170 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,066,270 | 1,056,270 | 1,056,270 | 1,241,679 | 1,241,679 | 792 | 880,068 | 709 | 709 | 880,777 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 58,990 | 58,990 | 58,990 | | | | 117,979 | | | 117,979 |
| 当期純利益 | | | | 210,066 | 210,066 | | 210,066 | | | 210,066 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 234 | 234 | | | 234 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | 709 | 709 | 709 |
| 当期変動額合計 | 58,990 | 58,990 | 58,990 | 210,066 | 210,066 | 234 | 327,811 | 709 | 709 | 327,102 |
| 当期末残高 | 1,125,259 | 1,115,259 | 1,115,259 | 1,031,614 | 1,031,614 | 1,026 | 1,207,879 | - | - | 1,207,879 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() | 125,105 | 120,408 |
| 減価償却費 | 34,280 | 58,290 |
| 受取利息 | 21 | 24 |
| 支払利息 | 4,497 | 5,364 |
| 投資有価証券評価損益(は益) | - | 43,122 |
| 固定資産除売却損益(は益) | 1,237 | 3,932 |
| 株式交付費 | 882 | 1,535 |
| 雑収入 | 3 | 28 |
| 助成金収入 | 623 | - |
| 本社移転費用 | 108,957 | - |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 605 | 16 |
| 株式報酬引当金の増減額(は減少) | 26,113 | 20,216 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 4,854 | 31,635 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 53,777 | 10,059 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 14,542 | 11,904 |
| 未払金の増減額(は減少) | 16,298 | 162,166 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 90,265 | 16,720 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 23,909 | 61,464 |
| 前受収益の増減額(は減少) | 361,632 | 459,658 |
| 契約負債の増減額(は減少) | - | 47,556 |
| その他 | 11,467 | 52,829 |
| 小計 | 509,090 | 989,994 |
| 利息の受取額 | 21 | 24 |
| 利息の支払額 | 5,165 | 5,165 |
| 法人税等の支払額 | 4,758 | 5,615 |
| 助成金の受取額 | 623 | - |
| 本社移転費用の支払額 | 116,107 | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 383,705 | 979,238 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 254,884 | 10,804 |
| 無形固定資産の取得による支出 | - | 281 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 74,524 | - |
| 敷金の差入による支出 | 30 | 19,851 |
| 敷金の回収による収入 | 127,128 | - |
| 資産除去債務の履行による支出 | 34,180 | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 236,490 | 30,936 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 295,000 | - |
| 長期借入金の返済による支出 | 175,947 | 127,164 |
| 自己株式の取得による支出 | 372 | 236 |
| 株式の発行による収入 | 54,398 | 59,185 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 173,079 | 68,215 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 320,294 | 880,087 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,634,775 | 1,955,069 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,955,069 | 2,835,157 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～6年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権についてはその効果が及ぶ期間(4年)にわたり定額法によっております。

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式報酬引当金

譲渡制限株式ユニット付与規程に基づく当社株式の交付に備えるため、株式の交付見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、タレントマネジメントシステム『カオナビ』を提供しております。顧客との契約から生じる収益は、基本利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるストック売上と、基本サービスの利用に付随するスポット作業等から生じるフロー売上により認識しております。

ストック売上については、当社の基本サービス契約が一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

フロー売上のうち、初期費用については、ストック売上と一連の履行義務を負っていることから、ストック売上の契約期間にわたり定額で収益を認識しております。設定代行等については、提供期間が数か月～1年にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。一時的なスポット作業等については、作業を完了することで、履行義務を充足する取引であると判断しており、一時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券(その他有価証券)は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|-------|---------|
| 繰延税金資産 | - | 145,101 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断されます。このうち、収益力に基づく将来の課税所得は、事業計画を基礎として見積っております。当該見積りに当たっては、顧客数、顧客当たりの利用単価、解約率及びマーケティング活動の投資効率性等に関する経営指標を基礎にしており、特に新規顧客の獲得に伴う、継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

当社の事業は今後の市場の成長性が見込まれている一方で、競合他社の存在等により新規顧客の獲得数には一定の不確実性を伴い、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、初期費用に係る収益について、従来は基本サービス契約開始時に一括で収益を認識する方法によっておりましたが、契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、同一顧客に対する同時又はほぼ同時に締結された複数のサービス契約での値引について、従来は各サービスに個別に値引を勘案した上で収益を認識する方法によっておりましたが、各サービスの値引額を合算した後、独立販売価額の比率に応じて、各サービスに値引を配分した上で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ26,153千円減少しております。また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は80,170千円減少しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度の貸借対照表において「契約負債」47,556千円、当事業年度のキャッシュ・フロー計算書において「契約負債の増減額(は減少)」47,556千円を計上しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これにより、その他有価証券のうち、未上場投資先の新株予約権は、従来、取得価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、市場価格のない株式等以外のものとして時価をもって貸借対照表価額としております。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた48,422千円は、「未払消費税等」48,422千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払消費税等の増減額(は減少)」は金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた35,376千円は、「未払消費税等の増減額(は減少)」23,909千円、「その他」11,467千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

| | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|-----|-----------------------|
| 売掛金 | 210,235千円 |

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度52%、当事業年度55%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48%、当事業年度45%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|----------|--|--|
| 給料及び手当 | 687,766千円 | 834,679千円 |
| 株式報酬費用 | 20,014 | 16,756 |
| 業務委託費 | 185,604 | 302,350 |
| 広告宣伝費 | 575,512 | 640,677 |
| 採用費 | 139,333 | 149,446 |
| 減価償却費 | 22,277 | 37,788 |
| 貸倒引当金繰入額 | 589 | 16 |

3 本社移転費用

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当事業年度において、本社移転に伴う引越費用及び二重家賃等を特別損失として計上しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注)1 | 10,945,000 | 437,000 | - | 11,382,000 |
| 合計 | 10,945,000 | 437,000 | - | 11,382,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注)2 | 134 | 74 | - | 208 |
| 合計 | 134 | 74 | - | 208 |

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加437,000株は、新株予約権の行使による増加428,400株、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加8,600株であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加74株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注)1 | 11,382,000 | 136,800 | - | 11,518,800 |
| 合計 | 11,382,000 | 136,800 | - | 11,518,800 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注)2 | 208 | 72 | - | 280 |
| 合計 | 208 | 72 | - | 280 |

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加136,800株は、新株予約権の行使による増加118,800株、譲渡制限付株式ユニット付与制度に基づく新株発行による増加9,100株、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加8,900株であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加72株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 1,955,069千円 | 2,835,157千円 |
| 現金及び現金同等物 | 1,955,069 | 2,835,157 |

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 1年内 | 344,321 | 355,605 |
| 1年超 | 487,787 | 180,143 |
| 合計 | 832,108 | 535,748 |

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間は1ヶ月を基本としており、また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、リスク低減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は短期の支払期日であります。

投資有価証券は、非上場株式及び非上場株式を原資産にした新株予約権であり、発行体の信用リスクを伴っております。

敷金は不動産賃貸借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

借入金には運転資金の確保等を目的として調達したものであり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。敷金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、営業債務や借入金について、資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-----------|------------------|---------|--------|
| 敷金 | 386,710 | 386,710 | - |
| 資産計 | 386,710 | 386,710 | - |
| 長期借入金(*3) | 581,709 | 581,709 | - |
| 負債計 | 581,709 | 581,709 | - |

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (2021年3月31日) |
|--------|-----------------------|
| 非上場株式等 | 96,146 |

(*3)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（2022年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-----------|------------------|---------|--------|
| 敷金 | 388,081 | 387,421 | 660 |
| 資産計 | 388,081 | 387,421 | 660 |
| 長期借入金(*3) | 454,545 | 454,545 | - |
| 負債計 | 454,545 | 454,545 | - |

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分 | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|--------|-----------------------|
| 非上場株式等 | 52,002 |

(*3)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,955,069 | - | - | - |
| 売掛金 | 178,600 | - | - | - |
| 敷金 | 1,096 | - | 385,614 | - |
| 合計 | 2,134,766 | - | 385,614 | - |

当事業年度(2022年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,835,157 | - | - | - |
| 売掛金 | 210,235 | - | - | - |
| 敷金 | 1,100 | 386,981 | - | - |
| 合計 | 3,046,492 | 386,981 | - | - |

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 127,164 | 127,164 | 262,381 | 65,000 | - | - |
| 合計 | 127,164 | 127,164 | 262,381 | 65,000 | - | - |

当事業年度(2022年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 127,164 | 262,381 | 65,000 | - | - | - |
| 合計 | 127,164 | 262,381 | 65,000 | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年3月31日)

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2022年3月31日)

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|-------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金 | - | 387,421 | - | 387,421 |
| 資産計 | - | 387,421 | - | 387,421 |
| 長期借入金 | - | 454,545 | - | 454,545 |
| 負債計 | - | 454,545 | - | 454,545 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利により短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

非上場株式等(貸借対照表計上額96,146千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年3月31日)

非上場株式等(貸借対照表計上額52,002千円)については、市場価格がない株式等であることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について43,122千円(その他有価証券の株式20,600千円、新株予約権22,522千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、市場価格のない株式等に該当しない有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、市場価格のない有価証券等に該当する有価証券については、当該会社の財政状態の悪化、もしくは取得時に見込んだ超過収益力が見込めなくなったことにより、実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度39,369千円、当事業年度41,520千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回ストック・オプション | 第2回ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 | 当社取締役 1名 当社従業員 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 1,000,000株 | 普通株式 600,000株 |
| 付与日 | 2011年9月30日 | 2014年3月31日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2013年10月1日から 2021年9月28日まで | 2016年4月1日から 2024年3月31日まで |

| | 第3回ストック・オプション | 第4回ストック・オプション |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 7名 | 当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 75名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 340,000株 | 普通株式 336,600株 |
| 付与日 | 2015年3月31日 | 2018年3月31日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2017年4月1日から 2025年3月13日まで | 2020年3月13日から 2028年3月12日まで |

| | 第5回ストック・オプション |
|-------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 当社従業員 32名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 89,200株 |
| 付与日 | 2018年9月29日 |
| 権利確定条件 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2020年6月29日から 2028年6月28日まで |

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2015年3月31日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年3月28日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年12月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2020年1月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回ストック・オプション | 第2回ストック・オプション |
|-----------|---------------|---------------|
| 権利確定前 (株) | | |
| 前事業年度末 | - | - |
| 付与 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 未確定残 | - | - |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前事業年度末 | 120,000 | 400,000 |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | 120,000 | - |
| 未行使残 | - | 400,000 |

| | 第3回ストック・オプション | 第4回ストック・オプション |
|-----------|---------------|---------------|
| 権利確定前 (株) | | |
| 前事業年度末 | - | - |
| 付与 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 未確定残 | - | - |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前事業年度末 | 236,000 | 232,000 |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | 92,400 |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | 236,000 | 139,600 |

| | | 第5回ストック・オプション |
|--------|-----|---------------|
| 権利確定前 | (株) | |
| 前事業年度末 | | - |
| 付与 | | - |
| 失効 | | - |
| 権利確定 | | - |
| 未確定残 | | - |
| 権利確定後 | (株) | |
| 前事業年度末 | | 71,800 |
| 権利確定 | | - |
| 権利行使 | | 26,400 |
| 失効 | | - |
| 未行使残 | | 45,400 |

(注) 2015年3月31日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年3月28日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年12月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2020年1月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 第1回ストック・オプション | 第2回ストック・オプション |
|--------------------|---------------|---------------|
| 権利行使価格 (円) | 3 | 45 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - |

| | 第3回ストック・オプション | 第4回ストック・オプション |
|--------------------|---------------|---------------|
| 権利行使価格 (円) | 90 | 500 |
| 行使時平均株価 (円) | - | 3,052 |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - |

| | | 第5回ストック・オプション |
|----------------|-----|---------------|
| 権利行使価格 | (円) | 550 |
| 行使時平均株価 | (円) | 3,107 |
| 付与日における公正な評価単価 | (円) | - |

(注) 2015年3月31日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年3月28日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)、2018年12月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2020年1月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 1,769,068千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
214,658千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金 | 53千円 | 58千円 |
| 減価償却超過額 | 157,633 | 206,020 |
| 一括償却資産償却超過額 | 6,554 | 5,138 |
| 敷金償却費 | 2,358 | 8,016 |
| 未払事業税 | 4,610 | 9,646 |
| 未払事業所税 | 1,397 | 1,642 |
| 未払退職給付費用 | 909 | 1,208 |
| 株式報酬 | 10,767 | 14,239 |
| 未払費用 | - | 12,398 |
| 投資有価証券評価損 | - | 13,204 |
| 税務上の繰越欠損金(注)2 | 167,526 | 106,382 |
| 繰延税金資産小計 | 351,806 | 377,950 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2 | 167,526 | 54,592 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 184,280 | 178,257 |
| 評価性引当額小計(注)1 | 351,806 | 232,850 |
| 繰延税金資産合計 | - | 145,101 |
| 繰延税金負債 | | |
| 投資有価証券 | 313 | - |
| 繰延税金負債合計 | 313 | - |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 313 | 145,101 |

(注)1. 評価性引当額が前事業年度より118,956千円減少しております。この主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が112,934千円減少したこと等によるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越 欠損金(1) | - | - | - | - | - | 167,526 | 167,526 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | 167,526 | 167,526 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|---------------|
| 税務上の繰越 欠損金（1） | - | - | - | - | - | 106,382 | 106,382 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | 54,592 | 54,592 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | 51,790 | (2) 51,790 |

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（2）税務上の繰越欠損金106,382千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産51,790千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金は、過年度に税引前当期純損失を計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分について評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | - % | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | - | 0.4 |
| 住民税均等割 | - | 4.8 |
| 税額控除 | - | 10.4 |
| 評価性引当額の増減 | - | 98.8 |
| その他 | - | 1.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | - | 74.5 |

前事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|---------------|-------------------------------------|
| ストック売上 | 3,930,959 |
| フロー売上 | 565,385 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,496,344 |
| その他の収益 | - |
| 外部顧客への売上高 | 4,496,344 |

(注) 1. ストック売上は『カオナビ』基本利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるものであります。

2. フロー売上は『カオナビ』基本サービスの利用に付随する初期費用及び設定代行等のほか、スポット作業等が含まれます。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、タレントマネジメントシステム『カオナビ』を提供しております。顧客との契約から生じる収益は、基本利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるストック売上と、基本サービスの利用に付随する初期費用、スポット作業等が含まれるフロー売上があります。

ストック売上についてはサービスを契約期間にわたり継続的に提供する義務を、フロー売上については設定代行等やスポット作業のサービスを契約内容に従い時限的に提供する義務を負っております。また、初期費用については、新規契約時の対価であることからストック売上と一連の履行義務を負っていると判断しております。

当該収益は、顧客との契約に基づいて計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、主な支払条件は、年間利用料をサービス利用開始日が属する月の月末から概ね1か月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の算定については、原則として顧客との契約において約束された対価から値引額等を控除した金額により算定し、顧客に対し『カオナビ』から外部サービスを利用するオプションサービスを提供する際には、顧客から受け取る対価の額から外部提供事業者に支払う額を控除した純額により算定しております。

顧客との契約に関しては、『カオナビ』基本利用料等やスポット作業等の複数のサービスを同時に契約締結している場合、個別に提供するサービスのそれぞれを履行義務として識別し、取引価格をその独立販売価格の比率に応じて配分しております。独立販売価格は、当社が個別にサービスを顧客へ提供する価格に基づいて算定しております。

ストック売上については、当社の基本サービス契約が一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

フロー売上のうち、初期費用については、ストック売上と一連の履行義務を負っていることから、ストック売上の契約期間にわたり定額で収益を認識しております。設定代行等については、提供期間が数か月～1年にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。一時的なスポット作業等については、作業を完了することで、履行義務を充足する取引であると判断しており、一時点で収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

| | 当事業年度 |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 178,600千円 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 210,235 |
| 契約負債(期首残高) | 961,557 |
| 契約負債(期末残高) | 1,556,958 |

契約負債の期首残高及び期末残高の金額には、貸借対照表の契約負債のほか、前受収益の金額を含んでおります。このうち前受収益は、主に『カオナビ』サービス提供における当社の義務に対して当社が顧客から対価を受け取ったものであり、貸借対照表の契約負債は、対価を受け取る期限が到来しているものであります。

契約負債は、主に『カオナビ』サービス提供における前受収益に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、961,557千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業はタレントマネジメントシステム『カオナビ』の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|----|------------|-----|--------------|-------------------|-------------------|---------------|-----------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 佐藤 寛之 | - | - | 当社取締役副社長 C O O | （被所有） 直接 3.4 | 当社取締役副社長C O O | 金銭報酬債権の現物出資 （注）1 | 16,573 | - | - |
| | | | | | | | ストック・オプションの行使 （注）2 | 13,700 | - | - |
| 役員 | 橋本 公隆 | - | - | 当社取締役C F O | （被所有） 直接 0.0 | 当社取締役C F O | 金銭報酬債権の現物出資 （注）1 | 23,675 | - | - |

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|----|------------|-----|--------------|-------------------|-------------------|---------------|---------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 佐藤 寛之 | - | - | 当社取締役副社長 C O O | （被所有） 直接 3.1 | 当社取締役副社長C O O | 金銭報酬債権の現物出資 （注）1 | 14,400 | - | - |
| 役員 | 橋本 公隆 | - | - | 当社取締役C F O | （被所有） 直接 0.1 | 当社取締役C F O | 金銭報酬債権の現物出資 （注）1 | 13,760 | - | - |

（注）1. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

2. 2011年9月29日臨時株主総会決議、2015年3月13日臨時株主総会決議及び2018年3月30日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|---------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 84円43銭 | 104円86銭 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() | 11円59銭 | 18円30銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | - | 17円02銭 |

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 960,947 | 1,207,879 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 960,947 | 1,207,879 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 11,381,792 | 11,518,520 |

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|---|--|--|
| 当期純利益又は当期純損失()(千円) | 130,748 | 210,066 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円) | 130,748 | 210,066 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 11,282,644 | 11,476,005 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | - | 863,434 |
| (うち新株予約権(株)) | (-) | (863,434) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | - | - |

4. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ、8円54銭、1円58銭及び1円47銭減少しております。

(重要な後発事象)

(譲渡制限株式ユニット付と制度に基づく新株式の発行)

当社は、2022年5月18日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限株式ユニット付と制度に基づき新株式発行(以下「本新株発行」という。)を行うことについて決議し、2022年6月10日に払込手続きが完了いたしました。

1. 発行の概要

| | |
|--------------------|------------------|
| (1) 払込期日 | 2022年6月10日 |
| (2) 発行する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 3,900株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき 2,208円 |
| (4) 発行総額 | 8,611,200円 |
| (5) 割当予定先 | 当社の従業員14名 3,900株 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年4月10日及び2021年10月14日開催の取締役会において、当社従業員に対するインセンティブ制度の見直しを行い、当社従業員を対象とする譲渡制限株式ユニット(以下「RSU」という。)付与制度(以下「本制度」という。)について決議しております。

本新株発行は、対象となる当社従業員が所定期間の間、継続して、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること等を条件として、本日開催の取締役会の決議に基づき、当社の2022年3月期上半期を算定期間として付与したRSUポイントに基づき算定された数(金銭支給のために当社従業員が指定した数を除く。)の当社の普通株式を交付するものです。

なお、本新株発行により交付される当社の普通株式には譲渡制限その他の負担制限はありません。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、2022年5月17日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,208円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

4. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が当社従業員に対し、当社の各事業年度の上半期及び下半期(各々の半期を、以下「算定期間」という。)毎にRSUポイントを付与し、当該算定期間の翌半期の満了後に、当該RSUポイントに基づき算定された数(金銭支給のために当社従業員が指定した数を除く。)の当社の普通株式(以下「当社株式」という。)を交付し、当社従業員の選択に応じて金銭を支給する制度です。

(2) 対象者

当社従業員のうち、当社が定める者(以下「対象従業員」という。)とします。

(3) 対象従業員に付与されるRSUポイント

算定期間における各対象従業員に対する評価に応じて、当社株式の交付を受けるためのRSUポイントを付与します。

(4) 株式の交付及び金銭の支給

当社は、対象従業員に対し、当社が予め定める期間の間、継続して、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していること等を条件として、各算定期間の翌半期の満了後に開催される取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」という。）に基づき、当該算定期間に関して保有するRSUポイントに基づき算定された数（以下「交付株式数」という。）の当社株式を交付します。

対象従業員が、当社が定める時期までに、当該対象従業員に交付される交付株式数の半数を上限とし、かつ、単元単位で、金銭支給の対象とする株式数（以下「指定株式数」という。）を指定して金銭支給を選択した場合、当社は、当社株式に代えて指定株式数の当社株式に相当する額の金銭を支給します。この場合において、当該選択後に当該対象従業員に交付される交付株式数は、当該対象従業員に係る指定株式数を減じた数とします。

株式の交付にあたっては、当社は、対象従業員に対して、当該対象従業員に交付される交付株式数に当該株式の新株発行又は自己株式の処分の払込金額（以下「本払込金額」という。）を乗じることにより算定された額の金銭債権を付与した上で、当該金銭債権の現物出資と引換えに当該株式の新株発行又は自己株式の処分を行います。

なお、本払込金額は、交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象従業員に特に有利としない額とします。

(5) 対象従業員に交付される当社株式の上限数及び払込金額の上限額

2022年3月期の上半期及び下半期に係る各算定期間に関して対象従業員に交付される当社株式の総数の上限数は7,000株とします。なお、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割等によって増減する場合は、併合・分割等の比率を乗じて当該上限数を調整します。

また、当該各算定期間に関して対象従業員に交付される当社株式の払込金額の総額の上限額は30百万円とし、対象従業員に交付される当社株式の総数の上限数に本払込金額を乗じた金額が当該上限額を超過した場合には、当該上限額未満となるまで、交付する当社株式の総数を減少させるものとします。また、当社は、交付取締役会決議において、当該事業年度の業績を考慮して、当該総数を減少させることができます。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、RSUポイントが付与される日以後、交付取締役会決議前に組織再編等が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の裁量に従い、対象従業員に対して、その保有するRSUポイントに応じて、当社株式に相当する額の金銭を支給します。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 192,746 | 9,500 | 2,620 | 199,627 | 45,295 | 32,470 | 154,331 |
| 工具、器具及び備品 | 84,520 | 2,281 | 2,987 | 83,813 | 48,121 | 21,270 | 35,692 |
| 有形固定資産計 | 277,266 | 11,781 | 5,607 | 283,440 | 93,416 | 53,740 | 190,024 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 商標権 | - | 303 | - | 303 | 6 | 6 | 297 |
| ソフトウェア | 22,531 | 281 | - | 22,812 | 12,998 | 4,544 | 9,813 |
| 無形固定資産計 | 22,531 | 584 | - | 23,115 | 13,005 | 4,550 | 10,110 |
| 長期前払費用 | 19,658 | 18,987 | 19,903 | 18,742 | 1,560 | - | 17,182 |

(注) 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりです。

長期前払費用 譲渡制限付株式報酬 18,987千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 127,164 | 127,164 | 0.97 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 454,545 | 327,381 | 1.05 | 2023年～2025年 |
| 合計 | 581,709 | 454,545 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 262,381 | 65,000 | - | - |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|---------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 173 | 189 | - | 173 | 189 |
| 株式報酬引当金 | 26,113 | 23,063 | 31,626 | - | 17,550 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、主に一般債権の貸倒実績率による洗替に基づく取崩であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 預金 | |
| 普通預金 | 2,685,157 |
| 定期預金 | 150,000 |
| 合計 | 2,835,157 |

ロ．売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|--------------------|---------|
| (株)ゴールドウイン | 11,217 |
| (株)かんぼ生命保険 | 10,844 |
| 日立GEニュークリア・エナジー(株) | 6,861 |
| 住友商事パワー&モビリティ(株) | 3,317 |
| (株)リアライズコーポレーション | 2,691 |
| その他 | 175,305 |
| 合計 | 210,235 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 当期貸倒損失高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|---------------|---------------|---------------|-----------------|---------------|------------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$ |
| 178,600 | 1,656,526 | 1,624,891 | - | 210,235 | 88.54 | 42.8 |

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

固定資産

イ．敷金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------|---------|
| 住友不動産(株) | 367,134 |
| 阪急電鉄(株) | 19,847 |
| IWGサービスジャパン(株) | 1,100 |
| 合計 | 388,081 |

流動負債
イ．買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------------|--------|
| (株)アイデンティティ | 14,387 |
| ギークス(株) | 9,139 |
| イグニション・ポイントインサイト(株) | 7,920 |
| (株)クラウドワークス | 6,782 |
| (株)Hajimari | 4,837 |
| その他 | 14,127 |
| 合計 | 57,192 |

ロ．未払金

| 相手先 | 金額(千円) |
|------------------------|---------|
| (株)博報堂DYホールディングス | 116,181 |
| (株)Lifunext | 33,433 |
| 三井物産セキュアディレクション(株) | 14,300 |
| (株)博展 | 9,849 |
| アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社 | 8,397 |
| その他 | 128,370 |
| 合計 | 310,531 |

ハ．未払費用

| 相手先 | 金額(千円) |
|-----------------|---------|
| 給与及び役員報酬等 | 103,086 |
| 住友不動産(株) | 40,488 |
| 港年金事務所 | 19,869 |
| 東京都情報サービス健康保険組合 | 11,471 |
| (株)リクルートスタッフィング | 3,680 |
| その他 | 15,758 |
| 合計 | 194,352 |

二．前受収益

| 品目 | 金額(千円) |
|---------------|-----------|
| サービス提供に係る前受収益 | 1,509,403 |
| 合計 | 1,509,403 |

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当事業年度 |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高(千円) | 1,008,288 | 2,069,300 | 3,230,073 | 4,496,344 |
| 税引前四半期(当期)純利益 (千円) | 27,906 | 94,566 | 225,844 | 120,408 |
| 四半期(当期)純利益 (千円) | 17,887 | 62,620 | 152,030 | 210,066 |
| 1株当たり四半期(当期)純 利益(円) | 1.57 | 5.47 | 13.26 | 18.30 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益 (円) | 1.57 | 3.90 | 7.78 | 5.04 |

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|----------------|---|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度末日の翌日から3カ月以内 |
| 基準日 | 毎事業年度末日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年3月31日 毎年9月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り(注)1 | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | - |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://corp.kaonavi.jp/ir/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 1. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取扱います。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第13期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第14期第1四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月12日関東財務局長に提出

（第14期第2四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月11日関東財務局長に提出

（第14期第3四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年6月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2022年5月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

2022年5月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

2022年6月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2022年6月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月22日

株式会社カオナビ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 智由
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 英紀
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カオナビの2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カオナビの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性 | |
|--|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産145,101千円が計上されており、総資産の3.6%を占めている。</p> <p>繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識する。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断される。このうち、収益力に基づく将来の課税所得は、株式会社カオナビの事業計画を基礎として見積られる。当該見積りに当たっては、顧客数、顧客当たりの利用単価、解約率及びマーケティング活動の投資効率性等に関する経営指標を基礎としており、特に新規顧客の獲得に伴う継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでいる。同社の事業は、今後の市場の成長性が見込まれている一方で、競合他社の存在等により新規顧客の獲得数には一定の不確実性が存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、株式会社カオナビの繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、事業計画に含まれる主要な仮定である新規顧客の獲得数について、不合理な仮定が採用されることを防止又は発見するための統制に、特に焦点を当てた。</p> <p>(2)将来の課税所得の発生見込額の適切性の評価 繰延税金資産の回収可能性の判断において重要となる、将来の課税所得の発生見込額の算定に当たって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について、経営者に対して質問したほか、過年度における事業計画とその実績を比較し差異原因を分析したうえで、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられた将来の課税所得の発生見込額について、課税所得計画の基礎資料である事業計画の内容との整合性を確かめた。 事業計画における売上高成長率について、外部調査機関が公表しているHR Techクラウド市場の需要予測との整合性を確かめた。 事業計画における翌事業年度の新規顧客の獲得数とその前提となるマーケティング費用の関係を、過去の新規顧客獲得数とマーケティング費用の関係を比較した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カオナビの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社カオナビが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。